

(様式第2号 道民意見提出手続の意見募集結果)

「北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例(仮称)」(素案)についての
意見募集結果

平成30年12月18日

「北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例(仮称)」(素案)について、道民意見提出手続により、道民の皆様から御意見を募集したところ、45個人10団体から延べ129件の御意見が寄せられました。素案に対する御意見及び御意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>条例制定に当たり、主要農作物等とし、新たに小豆、いんげん等大豆以外の豆類についても範囲としたことに感謝。生産現場では、大豆以外の豆類に関しても同様に健全な種子を生産し優良な一般圃作付を拡大しており、重要なことである。種子審査体制について種子審査はJA職員等が審査補助員として道職員と共に審査業務の補佐を行っているが、現場道職員(審査員)の人数不足や経験不足が年々増しており審査補助員に対する業務ウエイトが増大している。審査員の体制整備に関して育成計画等を検討し早急に整備願いたい。</p>	<p>主要農作物等の種子の審査においては、審査の円滑かつ効率的な実施を図るため、必要がある場合は、種子の適正な生産及び管理に関し必要な知識及び技術を有する者を審査補助員として委嘱することができることとしており、地域の協力を得てこの審査補助員制度を導入して効率的な種子審査を行っている振興局もあります。</p> <p>また、道では、審査の効率化及び精度の向上を図るため、種子審査研修会等を実施していますが、引き続き審査の充実に向けて検討を重ねてまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>原種の生産に当たっては、道からの設置委託料により生産者が責任を持って栽培管理基準に則り生産している。また、生産量についても万全に確保できるよう行っておりその責務は重大である。</p> <p>当組合では原種及び採種いずれも設置しているが、採種は市場価格を反映した価格設定が可能であり生産者に対して生産責務の対価として生産量に基づいて支払をしている。原種に関しては、上記により支払をすることとなっており、常々採種と逆転しており責任の重大さと生産者への支払(対価)のバランスが保てていない状況にある。</p> <p>今後、十分な予算確保と充実により原種生産者もその責務に見合う対価となるようご検討願いた</p>	<p>原種ほの設置委託料については、農林水産省の農業経営統計調査における各作物の生産費調査結果等に基づき積算しているところであり、今後も安定した種子の生産に資するよう、必要な予算の確保に努めてまいります。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※	
い。		C
<p>条例素案中の「(8) 種子計画の策定」に関して、「種子計画」の示す対象が不明確である。これまでも北海道が取り進めてきたとおり、認定された優良品種の「普及計画」や同品種の「生産計画」について、今後も北海道が主体となって計画を策定し、計画の対象を具体的かつ明確に示してほしい。</p>	<p>「種子計画」については、本条例の対象である主要農作物等（稲、大麦、小麦、大豆、小豆、いんげん、えん豆及びそば）の優良品種を対象に、作付面積、生産量等について道が策定することとし、その旨を条例に明記する考えです。</p>	B
<p>優良品種は安心・安全が確保されているが、近年優良品種ではない品種が作付されており、これらの品種は正規の種子生産を実施しているか不明。GM品種が混入している可能性も考えられる。海外では、GM作物が混入したことにより無断でGM作物を栽培したことになり損害賠償を求められた事例もあり、優良品種への作付誘導が重要と考える。</p> <p>優良品種以外の品種の作付を制限する事は困難であるが、異品種混入や種子伝染性の病害混入を防ぐための優良品種に準ずる検査体制を条例化の下に実施すべきである。</p> <p>優良品種を積極的に栽培することを推し進める上で、優良品種以外は交付対象から外すか、小麦のように2等Dランク扱いのような制度を導入しては良いのではないかと考える。交付金に係ることは、北海道だけでは解決できないので、国への働きかけを行い北海道の条例を基本とする国の制度化を進めていただきたい。</p>	<p>道では、道内で普及すべき優良な品種を認定し、その品種名及び特性を登録することにより、広く周知を図っているところです。</p> <p>また、今後も主要農作物等（稲、大麦、小麦、大豆、小豆、いんげん、えん豆及びそば）の作付の99%以上を占める優良品種の種子については、道が主体となった計画に基づく生産を行い、また、道によるほ場・生産物審査を実施し、その品質の確保を図っていくこととしており、引き続きこの優良品種制度を的確に運用することにより、優良な種子が安定的に供給されるよう、関係機関と連携の上、取り組んでまいります。</p>	C
<p>本来ならば植物の種は自然に出来てまたそれが育ってを繰り返していくもの。アメリカや一部の人の利権の為に、不自然な事をしないでほしい。</p>	<p>今後も本道農業が我が国食料の安定供給を担い、地域の基幹産業として持続的に発展していくことが求められており、本条例の制定やその運用</p>	

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>北海道の大自然、綺麗な水、空気、豊かな食材…この北海道で、それを認めてしまっっては、やっってしまっではもう終わりである。たとえ、たとえ日本が認めても北海道だけは認めない！としなければ、北海道の未来は無い。子ども達に、胸を張れる日本を、北海道を残したい。</p>	<p>を通じて安全で安心な農作物の安定生産の基本となる優良な種子の安定供給を実現し、本道農業に寄せられる期待に応えることができるよう取り組んでまいります。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">C</div>
<p>昨年より種子法廃止に関して強い危機感を感じている。しかし、廃止となってしま改めて地方自治として地域における作物の保全を願う。主要作物というカテゴリーであるが本当に85品目程度でいいのか？私自身食の循環から考え、人が直接口にするものはもちろんの事、家畜などに与える飼料作物や緑肥として栽培される作物、縁税作物、資源作物などあらゆるものに適用されるべきものであってほしいと願う。</p> <p>農民を中心に種子バンクの設立も願う。この種子バンクに関して大手企業の参加は制限され地域の伝統的な種子が保存できるものにしていただきたい。農民間で種子の多様性が補完されるものであってほしいと考える。その為には種苗法の適用除外などが必要。そもそも、種とはだれのものか？食の基本であって命の基本ともいうべきものを企業の知的財産権が主張されるようになってはすべてが終わってしまう。種とは地球上に生きるすべての生物の共有財産と考える、よってどこかの企業の者であってはならない。個人の独占対象であってはいけない。但し地域ブランドとしての商品生産はその地域における主張を必ずしも否定するものではないとは考える。そのためには生産者・消費者の理解などを含めその意識共有などが不可</p>	<p>本条例は、優良な種子の安定的な生産・供給を可能とするために必要な事項を定めるものであります。</p> <p>対象とする作物は、各作物の種子の生産状況や行政の関与などを踏まえ、稲、麦、大豆に加えて、小豆、いんげん、えん豆、そばとしたところです。</p> <p>また、種子の保存については、道総研農業試験場においては品種改良への活用などのため、約28,000点の主要農作物等の種子の保存を行っているところです。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>欠。地域農業を支える上で非常に重要な要素であり、その品種改良及び保全は不可欠で今後も気象・栽培環境などの変化によって研究開発が進められていく必要性のある分野と考える。それが大手資本にゆだねられる状況になることには強い危機感しかない。例えば種子交配、交雑での繁殖と栄養繁殖といったように無性生殖的繁殖では多様性が損なわれ、病害虫に対しての脆弱性が危惧される。しかし、利益追求としての効率化を考えるなら大手資本は容易にこの栄養繁殖的手法を用いてそこで得られたクローン種の拡散とつながっていくことになる。バナナという作物の中には品種改良が進み種を作らないものとなっていくものがある。このような作物の場合、人の手を介さずに繁殖することは不可能となり、その繁殖はすべて同じ遺伝子のみクローンとなる。グロスミッチェルはパナマ病で絶滅したといわれ、その大きな要因はこの多様性が損なわれたことにあるとされている。（一部ではグロス・ミッチェル種を凍結解凍覚醒法という栽培方法で復活させたといわれているが全く主流の作物にはなっていない。）</p> <p>現段階では民間企業の参入を阻害するからといった内容で種子法の廃止に至っているもので、地方における条例に対して上位の法律になるため（法律が作られたわけではない）条例が無効になるという事にはならないものとする。</p> <p>今後の懸念は、民間企業の参入を阻害する条例は無効であるという内容のものが作られることにあるのではないかと。生産者はもちろんの事、消費者においても幅広く関心を持ってもらえるような</p>	

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>広報活動にも努めていただきたい。</p>	<p style="text-align: right;">C</p>
<p>国による「主要農作物種子法」が廃止は、TPP 導入にむけて規制緩和をすることの1つといえると思う。したがって、全道だけでなく、日本の食を支える北海道として、国が指定した農作物に限らず、農作物種子の多様性の重要性を考えれば、種類を拡大することが重要。</p> <p>①指定農作物について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道で耕作面積の広い作物は、この中に入れてほしい。ジャガイモ、タマネギ、トウモロコシなど ・牧草（北海道の酪農を支える牧草は農作物の分類ではないだろうが、北海道の食を支える大切な物である。） ・生産量が少なくても、アレルギー体質に対応した作物の種子保護も重要。 ・北海道には、農業に携わる諸機関や生産者での長期にわたる研究と工夫と努力により、全国に喜ばれる優良品を生み出してきている。したがって、道が優良品と認定した作物もぜひこの条例の中で言うところに農作物指定に入れる必要がある。指定作物の品種が多くなれば、財政的にも負担が増えると思うが、将来、知的財産として種子が大企業の私有財産となり、生産者の権利と種子の多様性を奪われることがあり得るということを認識できる状況であり、気候変動の激しい昨今の状況を考えれば、北海道の農作物＝食を守り発展させていくためにも、多様な種子と農業守る道としての決意を期待している。 	<p>本条例は、優良な種子の安定的な生産・供給を可能とするために必要な事項を定めるものであります。</p> <p>対象とする作物は、各作物の種子の生産状況や行政の関与などを踏まえ、稲、麦、大豆に加えて、小豆、いんげん、えん豆、そばとしたところです。</p> <p>なお、馬鈴しょについては既に北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例に基づき種子の生産を行っているとともに、野菜及びてん菜、牧草などについては既に民間事業者による種子の生産体制が確立されている状況です。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>②種子情報の流出防止について</p> <p>情報の保護と流出防止対策、措置については、罰則等を伴う法的拘束力のあるものが必要。</p>	<p>道総研農業研究本部では、種子などの遺伝資源の外部への提供については、「植物遺伝資源提供要領」を定め、これに基づき、使用目的や提供先を試験研究用途等に限定してきたところであり、さらには、提供した遺伝資源について第三者への譲渡や使用を禁止する等の措置をとっているところです。</p> <p>道としては、遺伝資源の流出防止は重要と考えており、引き続き、道総研などとの十分な意見交換や情報共有を通じ、適切に対処されるよう努めるとともに、現在、検討を進めている条例においても、「知的財産の保護」に関する条項を設け、優良品種に係る知的財産権の適正な保護を図ることとしています。</p>
<p>③（１０）の「民間事業者に生産が想定される場合、実需者から一定のニーズがある場合、民間活力を活用した種子供給ができる。」ということであるが、これを認めては、私たちの求める種子条例の根幹が揺らぐ。道は、「今のところ民間事業者とは、JAを想定している」と説明しているが、審議会の審議を通れば、民間に原種が流れることができる仕組みができてしまい、国の「主要農作物種子法」廃止をカバーすることができなくなる。国が進める民間活用という名の大企業侵入は、なんとしても防ぐ必要がある。したがってこの項目は削除すべき。道の英断を期待する。</p>	<p>主要農作物等の優良品種のうち、一部の地域でしか栽培されていない作付面積の少ない品種の種子については、JAなどの民間事業者が生産できる仕組みの構築を検討しており、条例素案の中で「ほ場経営者において主要農作物の優良品種の種子が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該者に種子の生産を行わせることができる」としているところです。なお、その実施に当たっては、道において民間事業者が優良品種の種子を適正かつ確実に生産できることを十分に審査するとともに、その種子計画の策定や種子審査などについても、引き続き道が担うこととしており、普及すべき優良品種の種子の確保に取り組んでいく考えです。</p>

C

C

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>パブコメ募集については、どのように情宣しているのか。友人に聞くまで、募集を知らなかった。私の周囲の人も知らなかった。情宣の仕方を工夫してほしい。</p>	<p>パブリックコメントについては、道のホームページやマスコミに対するプレスリリース及びデータ放送の活用のほか、道内市町村やJAへの周知を図ってきたところです。道としては今後とも、地域や団体などに対し、情報提供しながら、正しい知識の普及と理解の促進に努めてまいる考えです。</p>
<p>(7) 優良品種の認定等：F1は優良品種認定とはしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・F1は男性無精子症及び精子減少の関りが疑われる、北海道クリーン農業「安全・安心」の精神に反する。 ・農家の自家採種を優良品種の条件とすべき。UPOV条約完全実施は世界農業資本の為であり、今農水省が検討に入った自家採種禁止は国内農業を駆逐する。 	<p>自家増殖については、種苗法第21条第2項において、農業を営む者が育成者権者から譲り受けた登録品種の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いる場合には、育成者権の効力は、その更に用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品に及ばないと規定されていることから、優良品種の条件とするものではないものと考えております。</p>
<p>(13) 知的財産の保護について：道が開発・保有する知見の提供の条件としてその知見、及びそれを利用した一切の知見の特許権登録・遺伝子操作（ゲノム編集含む）利用及び外国機関への譲渡を禁止する。（ドイツに倣う）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業競争力強化支援法第8条第4項は「提供の促進」を謳うが、「提供」である以上提供側の意思と条件が存在し、その提供の目的は平成29年11月15日付け農水省事務次官通知に「我が国農業の国際競争力を強化し、農業を成長産業にすることにある。」と明確に謳われているが、その判断権は北海道にあると考える。 	<p>道総研農業研究本部では、種子などの遺伝資源の外部への提供については、「植物遺伝資源提供要領」を定め、これに基づき、使用目的や提供先を試験研究用途等に限定してきたところであり、さらには、提供した遺伝資源について第三者への譲渡や使用を禁止する等の措置をとっているところです。</p> <p>道としては、遺伝資源の流出防止は重要と考えており、引き続き、道総研などとの十分な意見交換や情報共有を通じ、適切に対処されるよう努めるとともに、現在、検討を進めている条例においても、「知的財産の保護」に関する条項を設け、</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
	<p>優良品種に係る知的財産権の適正な保護を図ることとしています。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>国による「主要農作物種子法」が廃止されたことによつて、国民の食糧確保にも影響する種子の公的機関による種子の保護に関して、北海道が自治体として条例制定に着手した気概と努力に感謝。国による「主要農作物種子法」廃止は、TPP導入に向けて規制緩和することの1つといえると思う。日本の食を支える北海道として、国が指定した農作物に限らず、農作物種子の多様性の重要性を考えれば種類を拡大することが重要。①指定農作物について・北海道で耕作面積の広い作物はこの中に入れてほしい。(ジャガイモ、タマネギ、トウモロコシなど)・生産量が少なくても、アレルギー体質に対応した作物の種子も指定農作物に入れてほしい。・北海道が優良品と認定した農作物も指定に入れる必要がある。</p>	<p>本条例は、優良な種子の安定的な生産・供給を可能とするために必要な事項を定めるものであります。</p> <p>対象とする作物は、各作物の種子の生産状況や行政の関与などを踏まえ、稲、麦、大豆に加えて、小豆、いんげん、えん豆、そばとしたところです。</p> <p>なお、馬鈴しょについては既に北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例に基づき種子の生産を行っているとともに、野菜及びてん菜、牧草などについては既に民間事業者による種子の生産体制が確立されている状況です。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>②種子情報の流出防止について 情報の保護と流出防止対策、措置については罰則等を伴う法的拘束力が必要。</p>	<p>道総研農業研究本部では、種子などの遺伝資源の外部への提供については、「植物遺伝資源提供要領」を定め、これに基づき、使用目的や提供先を試験研究用途等に限定してきたところであり、さらには、提供した遺伝資源について第三者への譲渡や使用を禁止する等の措置をとっているところです。</p> <p>道としては、遺伝資源の流出防止は重要と考えており、引き続き、道総研などとの十分な意見交換や情報共有を通じ、適切に対処されるよう努めるとともに、現在、検討を進めている条例においても、「知的財産の保護」に関する条項を設け、</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
	<p>優良品種に係る知的財産権の適正な保護を図ることとしています。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>③(10)の「民間事業者が生産が想定される場合、実需者から一定のニーズがある場合、民間活力を活用した種子供給ができる。」ということであるが、これを認めては、私たちの求める種子条例の根幹が揺らぐ。道は、「今のところ民間事業者とは、JAを想定している」と説明しているが、審議会の審議を通れば民間に原種が流れることができる仕組みができてしまい、国の「主要農作物種子法」廃止をカバーすることができなくなる。国が進める民間活用という名の大企業侵入はなんとしても防ぐ必要があるので、この項目は削除すべき。道の英断を期待する。</p>	<p>主要農作物等の優良品種のうち、一部の地域でしか栽培されていない作付面積の少ない品種の種子については、JAなどの民間事業者が生産できる仕組みの構築を検討しており、条例素案の中で「ほ場経営者において主要農作物の優良品種の種子が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該者に種子の生産を行わせることができる」としているところです。なお、その実施に当たっては、道において民間事業者が優良品種の種子を適正かつ確実に生産できることを十分に審査するとともに、その種子計画の策定や種子審査などについても、引き続き道が担うこととしており、普及すべき優良品種の種子の確保に取り組んでいく考えです。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>北海道の農業と道民の安全安心な食卓を守るためにたゆまぬ努力をされておられる道職員のみなさんに心より敬意を表する。そして、本道独自に条例を作成し、農家さんや道民の生活や生業を守ろうと動き出していることに感謝する。①「主要農産物」についてであるが、当初予定より品目を増やしたとはいえ、地域により作付け農産物は違うと思う。広く道民にアンケートなどで意見を募集し、道民の声が入ったものとしていただきたい。</p>	<p>本条例は、優良な種子の安定的な生産・供給を可能とするために必要な事項を定めるものであります。</p> <p>対象とする作物は、各作物の種子の生産状況や行政の関与などを踏まえ、稲、麦、大豆に加えて、小豆、いんげん、えん豆、そばとしたところです。</p> <p>なお、馬鈴しょについては既に北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例に基づき種子の生産を行っているとともに、野菜及びてん菜、牧草などについては既に民間事業者による種子の生産体制が確立されている状況です。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>②「民間活力を最大限に活用した種子供給体制の構築」と素案にはあるが、ここに営利目的の企業が入り込むスキがないのかと危惧する。道民に幅広くアンケートを行うなどで道民全体が我がことと考えられる仕掛けを作れば、大変な農業分野で働く方々を励ますことにも繋がるのではないか。先日、日本の農業と食料を考える集会があり、会場いっぱいの参加者がつどった。都市部に住んでいても食や農は身近な問題。是非多くの道民が意見を出せるような仕組みにしてほしい。</p>	<p>パブリックコメントについては、道のホームページやマスコミに対するプレスリリース及びデータ放送の活用のほか、道内市町村やJAへの周知を図ってきたところです。道としては今後とも、地域や団体などに対し、情報提供しながら、正しい知識の普及と理解の促進に努めてまいる考えです。</p>
<p>【条例の対象作物について】</p> <p>現在は稲、麦類、大豆、小豆、インゲンマメ、エンドウマメ、ソバを対象にしているが、馬鈴薯、てん菜、野菜も入れるべきなのではないかと思う。消費者にとっては、生産量はあまり関係ない。口に入る食べ物はすべて同等に扱うべき。</p>	<p>本条例は、優良な種子の安定的な生産・供給を可能とするために必要な事項を定めるものであります。</p> <p>対象とする作物は、各作物の種子の生産状況や行政の関与などを踏まえ、稲、麦、大豆に加えて、小豆、いんげん、えん豆、そばとしたところです。</p> <p>なお、馬鈴しょについては既に北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例に基づき種子の生産を行っているとともに、野菜及びてん菜、牧草などについては既に民間事業者による種子の生産体制が確立されている状況です。</p>
<p>【民間参入と知的財産について】</p> <p>独立行政法人の研究機関や都道府県の持つ知見が民間に買収されないことを願う。</p>	<p>道総研農業研究本部では、種子などの遺伝資源の外部への提供については、「植物遺伝資源提供要領」を定め、これに基づき、使用目的や提供先を試験研究用途等に限定してきたところであり、さらには、提供した遺伝資源について第三者への譲渡や使用を禁止する等の措置をとっているところです。</p> <p>道としては、遺伝資源の流出防止は重要と考え</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
	<p>ており、引き続き、道総研などとの十分な意見交換や情報共有を通じ、適切に対処されるよう努めるとともに、現在、検討を進めている条例においても、「知的財産の保護」に関する条項を設け、優良品種に係る知的財産権の適正な保護を図ることとしています。</p>
<p>【遺伝子組み換え食品・ゲノム編集について】</p> <p>世界的に見てもこれらの食品の安全性が確保されていない、また、日本国内では食品への表記も不要となる抜け道がある以上、慎重な対応が必要だと考える。理想は、遺伝子組み換え食品もゲノム編集も一切禁止することと、原材料に少しでも使用されていたらその旨を表記することである。</p>	<p>本道では遺伝子組換え作物の栽培に関し、「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」を制定しており、知事の許可なく開放系一般栽培を禁ずるなど厳格なルールの下、その適切な運用に努めているところです。</p> <p>なお、現在、国において、ゲノム編集に関する事項の検討が進められていることから、道では国の動きを注視してまいる考えです。</p>
<p>【最後に】</p> <p>自然や生き物をコントロールしようとするのは愚かな発想ではないか。</p> <p>種子法廃止にあたって、私含め多くの方が懸念しているのは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺伝子組み換えの作物・食品しか食べられなくなる、あるいはそのような作物・食品が大半を占める、それ以外の作物・食品が高価になり庶民が手に入れられなくなる ・ その地域ならではの食品、品種が失われるのではないのか ・ 自ら種も土もこだわって自給自足をしたときに、できなくなるのではないか ・ ○○○○○が入った地域の農村風景のようにな 	<p>今後も本道農業が我が国食料の安定供給を担い、地域の基幹産業として持続的に発展していくことが求められており、本条例の制定やその運用を通じて安全で安心な農作物の安定生産の基本となる優良な種子の安定供給を実現し、本道農業に寄せられる期待に応えることができるよう取り組んでまいります。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>るのではないか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種子を必ず買わないと農業ができなくなる(これは種苗法や農家さんの意識・現状にもかかわってくるが) ・自然農の食品が食べられなくなる ・日本国民が根絶やしにされてしまう(F1の種、食品、化粧品、洗剤含め。子どもが産めない身体になるのではないか※既にされていますが) ・妥協や例外を認めているうちに条例が意味をなさなくなる <p>これらへの抜け道が生まれえないような、他の法律、条例、規制との関わりを考慮した条例制定を求める。</p>	<p style="text-align: right;">C</p>
<p>1、国が指定した農作物に限らず、種類を拡大することを求める。指定農作物には、ジャガイモ、トウモロコシ、玉ねぎなど子どものアレルギー体質に対応した作物の保護も重要 道が優良品と認定した作物</p> <p>気候変動の激しい昨今の状況から北海道の農作物＝食の守りと発展 多様な種子と農業を守る道の決意をお願いします。</p>	<p>本条例は、優良な種子の安定的な生産・供給を可能とするために必要な事項を定めるものであります。</p> <p>対象とする作物は、各作物の種子の生産状況や行政の関与などを踏まえ、稲、麦、大豆に加えて、小豆、いんげん、えん豆、そばとしたところです。</p> <p>なお、馬鈴しょについては既に北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例に基づき種子の生産を行っているとともに、野菜及びてん菜、牧草などについては既に民間事業者による種子の生産体制が確立されている状況です。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>2、 種子情報の流出防止</p> <p>情報保護と流出防止対策、措置は、罰則などを伴う法的拘束力が必要。</p>	<p>道総研農業研究本部では、種子などの遺伝資源の外部への提供については、「植物遺伝資源提供要領」を定め、これに基づき、使用目的や提供先を試験研究用途等に限定してきたところであり、さらには、提供した遺伝資源について第三者への</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
	<p>譲渡や使用を禁止する等の措置をとっているところでは、</p> <p>道としては、遺伝資源の流出防止は重要と考えており、引き続き、道総研などとの十分な意見交換や情報共有を通じ、適切に対処されるよう努めるとともに、現在、検討を進めている条例においても、「知的財産の保護」に関する条項を設け、優良品種に係る知的財産権の適正な保護を図ることとしています。</p>
<p>3 (10) の「民間活力を活用した種子供給ができる」これを認めては種子条例の根幹が揺らぐ。道は「JA」と説明しているが、審議会の審議を通れば、民間に原種が流れる仕組みができ、利害関係が生じ、国の「種子法」廃止をカバーすることはできない。国が進める民間活用と言う名の大企業丸投げはなんとしても防ぐ必要がある。この項目の削除を強く求める。</p>	<p>主要農作物等の優良品種のうち、一部の地域でしか栽培されていない作付面積の少ない品種の種子については、JAなどの民間事業者が生産できる仕組みの構築を検討しており、条例素案の中で「ほ場経営者において主要農作物の優良品種の種子が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該者に種子の生産を行わせることができる」としているところでは、</p> <p>なお、その実施に当たっては、道において民間事業者が優良品種の種子を適正かつ確実に生産できることを十分に審査するとともに、その種子計画の策定や種子審査などについても、引き続き道が担うこととしており、普及すべき優良品種の種子の確保に取り組んでいく考えです。</p>
<p>(代替法制定に賛成の理由)</p> <p>①民間企業が種子産業に参入すれば利益追求の構図に陥り、有機栽培産業を駆逐するような戦略で食の汚染を誘導してしまう②食の汚染は人間の健康ばかりか自然循環の阻害、環境破壊につながる</p>	<p>今後も本道農業が我が国食料の安定供給を担い、地域の基幹産業として持続的に発展していくことが求められており、本条例の制定やその運用を通じて安全で安心な農作物の安定生産の基本となる優良な種子の安定供給を実現し、本道農業に</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>り人類滅亡へと突き進む③食の汚染による国民への健康被害はひいては医療制度や国家の財政を圧迫することになり国家財政の破綻だけでなく本来は少子化対策や教育費の無償に振り向けなければならない予算を捻出できなくなる④食の汚染が生産世代を直撃することで病気に伴う生産人口の減少ひいては国力を失うことになり国家消滅につながる</p> <p>(補足)食料と工業製品の価値観を同じ座標で考えていることがこの国の政治や行政官僚の最大の過ちではないだろうか。太陽と水と空気からしか生産できない食べ物を外交駆け引きの手段にしては困る。以上</p>	<p>寄せられる期待に応えることができるよう取り組んでまいります。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">C</div>
<p>1) 主要農産物等が安定的に生産・供給できるように、道の条例が制定され、財政的な裏付けもできることはとても望ましいと考える。道内の生産者が安心して生産を継続でき、また消費する立場の人々が種子から製品としての農産物までの生産・流通過程を把握できることを期待する。</p> <p>2) 広大な大地を有する北海道は、各地域に見合った農産物の生産が行われている。生産効率の良いF1品種を作るメリットも承知しているが、生産効率は劣るかも知れませんが地域特性に合った農産物や伝統的な農産物(例えば、札幌黄等)など条例案では対象にされていない種子も対象にすることを求める。</p>	<p>道では、地域で栽培されてきた作物についても、優良な品種を決定するための試験を経て、基準を満たした場合には、優良品種として認定し、その種子の生産及び普及に努めてきたところであり、そうした点も含め、引き続き優良品種制度の的確な運用に努めてまいります。</p> <p>また、北海道食の安全・安心基本計画において、地産地消の推進の中で、地域の食資源を活かした取組について推進しているところであり、そうしたことも踏まえ、適切に対応してまいる考えです。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">C</div>
<p>2018年4月に「主要農作物種子法」が廃止された。この度、北海道が自治体として条例制定に着手されたことに、心から歓迎し感謝。国はTPP導入に向け規制緩和することの一つとして、「主</p>	<p>本条例は、優良な種子の安定的な生産・供給を可能とするために必要な事項を定めるものであります。</p> <p>対象とする作物は、各作物の種子の生産状況や</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>要農作物種子法」を廃止したものと考え。北海道は日本の食料を支える宝庫。道内にはたくさんの種子が存在しており、どれも需要であり、種類の拡大をしてほしい。①提案作物について・北海道で工作面積の広い作物を加えてほしい。馬鈴薯、ビート、雑豆、野菜、果樹、牧草・生産量が少なくても、アレルギー体質に対応した作物の種子保護も重要。・これまでの研究や工夫の努力によりつくられた、道が優良品と認定した作物も加えてほしい。</p>	<p>行政の関与などを踏まえ、稲、麦、大豆に加えて、小豆、いんげん、えん豆、そばとしたところです。なお、馬鈴しょについては既に北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例に基づき種子の生産を行っているとともに、野菜及びてん菜、牧草などについては既に民間事業者による種子の生産体制が確立されている状況です。</p>
<p>②種子情報の流出防止について 情報保護は重要。流出防止対策、措置については、ぜひとも罰則を含む法的拘束力のあるものにするようにしてほしい。</p>	<p>道総研農業研究本部では、種子などの遺伝資源の外部への提供については、「植物遺伝資源提供要領」を定め、これに基づき、使用目的や提供先を試験研究用途等に限定してきたところであり、さらには、提供した遺伝資源について第三者への譲渡や使用を禁止する等の措置をとっているところです。</p> <p>道としては、遺伝資源の流出防止は重要と考えており、引き続き、道総研などとの十分な意見交換や情報共有を通じ、適切に対処されるよう努めるとともに、現在、検討を進めている条例においても、「知的財産の保護」に関する条項を設け、優良品種に係る知的財産権の適正な保護を図ることとしています。</p>
<p>③ (10) の「民間事業者が生産が想定される場合、実需者から一定のニーズがある場合、民間活力を活用した種子供給ができる。」ということだが、これを認めることは、私達が求めている種子条例の根幹が揺らぐ。審議会の審議が通れば、民</p>	<p>主要農作物等の優良品種のうち、一部の地域でしか栽培されていない作付面積の少ない品種の種子については、JAなどの民間事業者が生産できる仕組みの構築を検討しており、条例素案の中で「ほ場経営者において主要農作物の優良品種の種子が</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>間に原種が流れることが想定でき、国の「主要農作物種子法」廃止をカバーすることができなくなる。国が進める民間活用という名の大企業侵入は、農家の力をそぎ、食の安心・安全が守られなくなる恐れがある。この項目は削除すべき。道の英断を期待する。</p>	<p>適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該者に種子の生産を行わせることができる」とこととしているところです。なお、その実施に当たっては、道において民間事業者が優良品種の種子を適正かつ確実に生産できることを十分に審査するとともに、その種子計画の策定や種子審査などについても、引き続き道が担うこととしており、普及すべき優良品種の種子の確保に取り組んでいく考えです。</p>
<p>私は、この度のパブコメは知人より知らされた。募集していることは知らなかった。パブコメ募集はどのように情宣されたのか？</p>	<p>パブリックコメントについては、道のホームページやマスコミに対するプレスリリース及びデータ放送の活用のほか、道内市町村やJAへの周知を図ってきたところです。道としては今後とも、地域や団体などに対し、情報提供しながら、正しい知識の普及と理解の促進に努めてまいる考えです。</p>
<p>1. 素案では「主要農作物等」として、稲、大麦、小麦、大豆に加え、小豆、インゲン、エン豆、ソバを対象としているが、これら8作物に限定せず、道内において作付面積が大きいジャガイモやタマネギなども対象に含めることを検討していただきたい。</p>	<p>本条例は、優良な種子の安定的な生産・供給を可能とするために必要な事項を定めるものであります。</p> <p>対象とする作物は、各作物の種子の生産状況や行政の関与などを踏まえ、稲、麦、大豆に加えて、小豆、いんげん、えん豆、そばとしたところです。</p> <p>なお、馬鈴しょについては既に北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例に基づき種子の生産を行っているとともに、野菜及びてん菜、牧草などについては既に民間事業者による種子の生産体制が確立されている状況です。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>2. 「北海道食の安全・安心条例」を踏まえ、北海道で育成された優良種子やそれに関する情報の流出防止、遺伝子組み換え作物など同条例の趣旨に合致しない種子の生産を防ぐ対策を徹底し、ゲノム編集などによる品種改良にも慎重に対応する項目を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>道総研農業研究本部では、種子などの遺伝資源の外部への提供について、「植物遺伝資源提供要領」を定め、これに基づき、使用目的や提供先を試験研究用途等に限定してきたところであり、さらには、提供した遺伝資源について第三者への譲渡や使用を禁止する等の措置をとっているところでは、</p> <p>道としては、遺伝資源の流出防止は重要と考えており、引き続き、道総研などとの十分な意見交換や情報共有を通じ、適切に対処されるよう努めるとともに、現在、検討を進めている条例においても、「知的財産の保護」に関する条項を設け、優良品種に係る知的財産権の適正な保護を図ることとしています。</p> <p>なお、現在、国において、ゲノム編集に関する事項の検討が進められていることから、国の動きを注視してまいりたい考えです。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-left: auto;">C</div>
<p>3. 種子は人類の共有財産であるという理念の下、在来種や地域限定品種を保護することに加え、農家による自家採種、種子を保存・交換する権利を守ることを明記していただきたい。</p> <p>以上</p>	<p>道では、地域で栽培されてきた作物についても、優良な品種を決定するための試験を経て、基準を満たした場合には、優良品種として認定し、その種子の生産及び普及に努めてきたところであり、そうした点も含め、引き続き優良品種制度の的確な運用に努めてまいります。</p> <p>また、北海道食の安全・安心基本計画において、地産地消の推進の中で、地域の食資源を活かした取組について推進しているところであり、そうしたことも踏まえ、適切に対応してまいりたい考えです。</p> <p>自家増殖については、種苗法第21条第2項において、農業を営む者が種苗を用いて収穫物を得、</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
	<p>その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いる場合には、育成者権の効力は、その更に用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品に及ばないと規定されているところです。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>1. 条例の内容については、法制文書課から文書の表現を指摘され、本当に伝えたいことが「わかりにくい」「誤解を招く」部分もあり、相手にはうまく伝わらない。作成している本人はわかっているのですが、気づきにくいものである。たとえば、①「優良品種」と「奨励品種」の表現②種苗法に基づく生産の基準を遵守すること「等」の表現には条例も含まれているのか？③(11)ほ場審査及び生産物審査の実施では「主要農作物」「主要農作物等」どちらの事を示しているのか？※それ以外にも他の会議では多くの質問が出る。</p>	<p>①「優良品種」とは、北海道の優良品種制度に基づいて認定された品種を指し、その認定に際して行われる栽培試験が「奨励品種決定調査」となっています。</p> <p>②「等」には特に条例を含めるとは考えておらず、栽培面での様々な必要事項を想定しています。</p> <p>③ここでのほ場審査や生産物審査の対象は主要農作物等を指しています。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
<p>2. 数年経過すると担当者が異動される部署もあり、過去の問題や検討してきたことを、「忘れてしまう」ことや「あやふやになる」こともある。たとえば、①平成5年冷害年の原原種生産の見直し→原原種の備蓄</p>	<p>担当者の異動等に際しては、過去の問題や検討してきたことについて、適切に引き継がれるよう努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>3. 種子の生産体制の細かい部分については、これからも協議していき、より良いものにしていきたい。(やっとスタートラインに立ったと言うこと)たとえば、①種子審査について(事務処理の効率化や審査方法)②海外企業や日本企業の民間事業者との対応について③「手亡」や「いちご」のように海外で無断増殖できないよう早期に対応を願う</p>	<p>引き続き、関係機関と連携し、優良な種子の生産に取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>4. 主要農作物種子法廃止は、日本農業にとって大きな影響を与えていることを念頭に入れながら、今後も慎重にみなさんと連携をとっていききたいと思う。 以上</p>	<p>今後も本道農業が我が国の食料の安定供給を担うとともに、地域の基幹産業として持続的に発展していくためには、国民の食生活を支える農作物の将来にわたっての安定的な供給、消費者ニーズに対応した食味や品質、収量などに優れた品種の育成、農作物の供給を支える優良な種子の安定的な生産などが不可欠となっています。</p> <p>それらの実現のためには、主要農作物等のうち、普及すべき品種を優良品種として認定する制度や安定的な原種及び原原種の生産、ほ場や生産物の審査、知的財産の適正な保護を図ること等について、道、品種育成者、種子生産者及び関係機関等が、それぞれの役割を認識し、一体となって取り組んでいかなければならないと考えています。</p>
<p>1、優良品種の認定について</p> <p>国の機関との記載がない。北海道向けのソバの育種をしている農研機構北海道農業研究センター（北農研）とも連携を良くし優良品種の認定をしてほしい。</p>	<p>優良品種制度の運用に限らず優良な種子の安定的な生産に向けて、国の機関とも連携を図りながら進めているところです。</p>
<p>2、優良品種の安定した原種・原原種の生産</p> <p>これまでのソバ種子生産体制では、十分な種子増殖が出来ておらず、種子更新率が低い。ソバは他殖性で品種の特性が変わりやすい為、種子更新はとても重要。北海道の生産面積に応じた種子生産体制をお願いしたい。</p>	<p>道では、主要農作物等（稲、小麦、大麦、大豆、小豆、いんげん、えん豆及びそば）の優良品種を対象に、作付面積等を定めた種子計画を策定し、種子の計画的かつ安定的な生産及び普及に努めているところであり、今後もこのような取組を継続することとし、条例においてもその旨明記することとしています。</p>
<p>3、優良品種の圃場及び生産物の審査</p> <p>交雑を防ぐなど品種の品質を保持する為、圃場</p>	<p>そばの種子生産に係る審査基準は、現在、「主要農作物・主要畑作物種子生産審査実施事務取扱</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>基準を明確に記載してほしい。審査基準は、現行のそば検査基準を遵守して貰いたい。</p>	<p>要領」に規定しているところであり、引き続き基準を明記し、優良な種子の生産を推進してまいる考えです。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>4、優良品種に係わる知的財産の保護</p> <p>品種育種者(北農研)の権利が、明確でないと思う。</p>	<p>道では、優良品種に係る知的財産権の適正な保護が図られるよう、品種育成者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うこととしており、道総研以外の優良品種の品種育成者に対しても、同様な取組を行うことを考えています。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>5、財産上の措置</p> <p>今回の予算でソバの原種・原原種を作られる事を切に希望する。また、種子更新に必要な生産圃場の面積が確保できます様お願い申し上げます。</p>	<p>道ではこれまで、そばの原種ほ等の設置に対して支援を行っており、今後も優良品種の種子の安定的な生産を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>国が進めている農政は誰の為なのかさっぱり分からない。種子法の廃止についてもそうである。食料生産基地の北海道はこれから生産を続けていくためにも十分に話し合って種子法に替わる条例を決めてほしい。北海道主催のシンポジウムの開催を求める。</p>	<p>道では、29年4月に道や農業団体、農業試験場などで構成する「種子生産の在り方検討部会」を設置し、今後とも安定的な種子生産が可能となるよう、現行の仕組みにおける現状や課題などに関し認識を共有するとともに、役割や機能分担などについて、検討を進めてきており、30年10月までの1年7か月の間に11回にわたる検討を重ねてきたところであります。</p> <p>また、30年度については、北海道議会での議論や条例の検討に当たり有識者会議である北海道農業・農村振興審議会での3回にわたる調査審議や、種子生産に取り組む方々など、地域の声を聴くため、全道5か所での意見交換を行ったほか、農業団体等との意見交換、更には市民団体の方々とも7回にわたり意見交換を行うなどしながら認識の</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
	<p>共有を図るとともに、10月11日から1か月間のパブリックコメントを行い、幅広い意見の聴取に取り組んできたところです。</p> <p>道としては今後とも、地域や団体などに対し、情報提供しながら、正しい知識の普及と理解の促進に努めてまいる考えです。</p>
<p>今回北海道が独自の種子法を条例で制定するという事大賛成。食料基地である北海道が法律の為農業をやりにくい地にしてはならないと思う。多様な農業が生き残れるように、大規模農業だけを見据えた条例ではなく現状の多様な農業形態を見据えた条例になると良いなと感じている。生みの苦しみはいかほどかと思うが 北海道の頑張りに期待する。</p>	<p>新たな条例の制定については、本年度の種子生産の実施状況の検証を踏まえ、需要に応じた安全で優良な種子を供給できる体制の確立に向け、今後とも全道の生産者の皆さんが安心して営農できるよう検討を進めてまいる考えです。</p>
<p>農政部のみなさんへ</p> <p>いつも、これまでも、わたしたちの知らないところで、わたしたちのためにありがとうございます。</p> <p>主要作物種子法のこと、数年前から話題になるまで、当たり前で食べられるものと思っていた自分が恥ずかしく思う。</p> <p>いろいろと知ってから、自分に何ができるのかと、思っていた。声に出すこと、知らない友だちに、隣にいる人に伝えること、そんなことをしている。そうこうしていたら、北海道も条例にすべく動いて下さり、ありがとうございます！</p> <p>〇〇〇〇で、知った。メール送ります。よろしくをお願いします。</p> <p>【主要農作物の備蓄について】</p>	<p>優良な種子の安定した供給においては種子の備蓄も重要な事項であることから、本条例の中で「備蓄」についても「種子計画の策定」の中に位置付けることとします。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>今年の道産米の作況指数は90と「不良」で、収穫量は平年を大きく下回る見通しとなった。大豆も平年より収穫量を落としており、道内の主要農作物が軒並み不作の年となりそうである。収穫量が大幅に減ると、その分、採種や原種など種子生産に回すべき主要農作物も食用に回さざるをえなくなる。その際、種子の安定供給に欠かせないのが、毎年の備蓄である。備蓄は今年のような気象条件による不作の時ばかりでなく、万が一の災害などに備えたセーフティネットであり、また消費者や実需者の多様なニーズに応えるためにも重要な役割を果たす。「種子の生産」を目的とした条例であるなら、その生産をしっかりと支える備蓄についても条例の中に明記する必要があると考える。</p>	<p style="text-align: right;">A</p>
<p>【道主催によるシンポジウム等の開催について】</p> <p>道はこれまで、素案内容の道民からの意見を聞く場として道議会、審議会を開き、現在パブリックコメントを行っている。条例制定に向けた行政的手続きとしては十分なのかもしれないが、種子条例は今後の北海道農業の行方を大きく左右する大切な条例である。今年3月に食と農に関心のある仲間と札幌市で開いた種子法廃止に関するフォーラムには250人以上の市民が集まり、10月25日に「〇〇〇〇」が主催し道農政部の皆さんを招いて急きょ開いた意見交換会にも、周知期間が2週間足らずだったにも関わらず会場がほぼ満席となる100人もの市民が来場した。</p> <p>条例は地方自治体の最高法規である。今回の種子条例も同様であるばかりでなく、道民の関心も</p>	<p>道では、29年4月に道や農業団体、農業試験場などで構成する「種子生産の在り方検討部会」を設置し、今後とも安定的な種子生産が可能となるよう、現行の仕組みにおける現状や課題などに関し認識を共有するとともに、役割や機能分担などについて、検討を進めてきており、30年10月までの1年7か月の間に11回にわたる検討を重ねてきたところであります。</p> <p>また、30年度については、北海道議会での議論や条例の検討に当たり有識者会議である北海道農業・農村振興審議会での3回にわたる調査審議や、種子生産に取り組む方々など、地域の声を聴くため、全道5か所での意見交換を行ったほか、農業団体等との意見交換、更には市民団体の方々とも7回にわたり意見交換を行うなどしながら認識の</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>非常に高いのは申し上げた通りである。条例づくりの過程は、さまざまな意見を持つ道民との合意形成の場でもある。そういった道民との対話の中からよりよい条例が形づくられると考える。札幌市は現在、「町内会に関する条例」づくりを進めており、10月中旬には市主催で条例を考えるシンポジウムを市内で開き、約200人が参加して「素案」を元に活発な議論を繰り広げたと聞く。</p> <p>種子条例も本来は、「〇〇〇〇」のような市民団体が担当部局との意見交換会を設けるだけでなく、札幌市のように当事者自らが主催して直接道民から意見を聞く場を設けるべきだと考える。道民との合意形成を図る上でも、また道民に幅広く条例づくりの過程を知ってもらうためにも道主催によるシンポジウムなどの開催を求める。</p>	<p>共有を図るとともに、10月11日から1か月間のパブリックコメントを行い、幅広い意見の聴取に取り組んできたところです。</p> <p>道としては今後とも、地域や団体などに対し、情報提供しながら、正しい知識の普及と理解の促進に努めてまいる考えです。</p>
<p>外圧と内圧の中にあって、日本国民の命を守る農産分野での毎日の奮闘、ありがとうございます。私は今年北海道に引っ越してきたばかりの関東人であり、一消費者ですが、北海道の広さ、一次産業の大きさと、日本人の胃袋を支えている重要さに、驚くばかりである。先日より、種子法改正と、北海道独自の条例制定についての、興味深く、ある意味危機感を持ってニュースを聞いている。種子を守るというのは、来年度の農作物を保証すること、それは将来的に維持して行くということであると共に、北海道民のみならず、日本全土の国民の命を守るという壮大なロマンと使命を果たす事だと思う。北海道は実に多種多様な農作物を産出し、土地や気候に合わせて改良してきた土地柄であろう。</p>	<p>道では、29年4月に道や農業団体、農業試験場などで構成する「種子生産の在り方検討部会」を設置し、今後とも安定的な種子生産が可能となるよう、現行の仕組みにおける現状や課題などに関し認識を共有するとともに、役割や機能分担などについて、検討を進めてきており、30年10月までの1年7か月の間に11回にわたる検討を重ねてきたところであります。</p> <p>また、30年度については、北海道議会での議論や条例の検討に当たり有識者会議である北海道農業・農村振興審議会での3回にわたる調査審議や、種子生産に取り組む方々など、地域の声を聴くため、全道5か所での意見交換を行ったほか、農業団体等との意見交換、更には市民団体の方々とも7回にわたり意見交換を行うなどしながら認識の</p>

C

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>それは他県に真似できる範囲のことでは無く、北海道らしさ、北海道ならではの重要な特異点であろうと思う。また、先日の大地震の教訓から実感したのは、本州から離れた島国でもある事である。こういった他県にはない大きな特徴の中で、道民の産業、生活を守って行くためには、日本国憲法の趣旨に則り、小規模であっても種を守り育てていくことを保護し推奨する政策、道民の命を守る政策を期待する。</p> <p>重ねて言えば、市民道民にこの条例の趣旨をもっと広く知らせていただきたい。農産物を守っているのは一人農家だけではなく、それを支える全道に散らばる子ども親戚一同であり、買い支える消費者でもある。</p> <p>道がこの問題を重要に考えられているの同様に、道民にとって大事な将来の事である。どうか、制定を急ぐのではなく、もっと広く道民に、直接知らせていただくこと、お互いの意見を聞き合う事で、さらに実り多き政策実現となることを希望致します。</p>	<p>共有を図るとともに、10月11日から1か月間のパブリックコメントを行い、幅広い意見の聴取に取り組んできたところです。</p> <p>道としては今後とも、地域や団体などに対し、情報提供しながら、正しい知識の普及と理解の促進に努めてまいる考えです。</p>
<p>【主要農作物の備蓄について】</p> <p>今年の道産米の作況指数は90と「不良」で、収穫量は平年を大きく下回る見通しとなった。大豆も平年より収穫量を落としており、道内の主要農作物が軒並み不作の年となりそうです。収穫量が大幅に減ると、その分、採種や原種など種子生産に回すべき主要農作物も食用に回さざるをえなくなる。その際、種子の安定供給に欠かせないのが、毎年の備蓄である。備蓄は今年のような気象条件による不作の時ばかりでなく、万が一の災害など</p>	<p>優良な種子の安定した供給においては種子の備蓄も重要な事項であることから、本条例の中で「備蓄」についても「種子計画の策定」の中に位置付けることとします。</p>

C

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>に備えたセーフティーネットであり、また消費者や実需者の多様なニーズに応えるためにも重要な役割を果たす。「種子の生産」を目的とした条例であるなら、その生産をしっかりと支える備蓄についても条例の中に明記する必要があると考える。</p>	<p style="text-align: right;">A</p>
<p>【道主催によるシンポジウム等の開催について】</p> <p>道はこれまで、素案内容の道民からの意見を聞く場として道議会、審議会を開き、現在パブリックコメントを行っている。条例制定に向けた行政的手続きとしては十分なのかもしれないが、種子条例は今後の北海道農業の行方を大きく左右する大切な条例である。今年3月に食と農に関心のある仲間と札幌市で開いた種子法廃止に関するフォーラムには250人以上の市民が集まり、10月25日に「〇〇〇〇」が主催し道農政部の皆さんを招いて急きょ開いた意見交換会にも、周知期間が2週間足らずだったにも関わらず会場がほぼ満席となる100人もの市民が来場した。</p> <p>条例は地方自治体の最高法規である。今回の種子条例も同様であるばかりでなく、道民の関心も非常に高いのは申し上げた通りである。条例づくりの過程は、さまざまな意見を持つ道民との合意形成の場でもある。そういった道民との対話の中からよりよい条例が形づくられると考える。札幌市は現在、「町内会に関する条例」づくりを進めており、10月中旬には市主催で条例を考えるシンポジウムを市内で開き、約200人が参加して「素案」を元に活発な議論を繰り広げたと聞く。</p> <p>種子条例も本来は、「〇〇〇〇」のような市民</p>	<p>道では、29年4月に道や農業団体、農業試験場などで構成する「種子生産の在り方検討部会」を設置し、今後とも安定的な種子生産が可能となるよう、現行の仕組みにおける現状や課題などに関し認識を共有するとともに、役割や機能分担などについて、検討を進めてきており、30年10月までの1年7か月の間に11回にわたる検討を重ねてきたところであります。</p> <p>また、30年度については、北海道議会での議論や条例の検討に当たり有識者会議である北海道農業・農村振興審議会での3回にわたる調査審議や、種子生産に取り組む方々など、地域の声を聴くため、全道5か所での意見交換を行ったほか、農業団体等との意見交換、更には市民団体の方々とも7回にわたり意見交換を行うなどしながら認識の共有を図るとともに、10月11日から1か月間のパブリックコメントを行い、幅広い意見の聴取に取り組んできたところです。</p> <p>道としては今後とも、地域や団体などに対し、情報提供しながら、正しい知識の普及と理解の促進に努めてまいる考えです。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>団体が担当部局との意見交換会を設けるだけでなく、札幌市のように当事者自らが主催して直接道民から意見を聞く場を設けるべきだと考える。道民との合意形成を図る上でも、また道民に幅広く条例づくりの過程を知ってもらうためにも道主催によるシンポジウムなどの開催を求める。</p>	<p style="text-align: right;">C</p>
<p>食料の安定供給のために力を尽くしていただきたい。</p> <p>【主要農作物の備蓄について】</p> <p>今年の道産米の作況指数は90と「不良」で、収穫量は平年を大きく下回る見通しとなった。大豆も平年より収穫量を落としており、道内の主要農作物が軒並み不作の年となりそうである。収穫量が大幅に減ると、その分、採種や原種など種子生産に回すべき主要農作物も食用に回さざるをえなくなる。その際、種子の安定供給に欠かせないのが、毎年の備蓄である。備蓄は今年のような気象条件による不作の時ばかりでなく、万が一の災害などに備えたセーフティネットであり、また消費者や実需者の多様なニーズに応えるためにも重要な役割を果たす。「種子の生産」を目的とした条例であるなら、その生産をしっかりと支える備蓄についても条例の中に明記する必要があると考える。</p>	<p>優良な種子の安定した供給においては種子の備蓄も重要な事項であることから、本条例の中で「備蓄」についても「種子計画の策定」の中に位置付けることとします。</p> <p style="text-align: right;">A</p>
<p>【道主催によるシンポジウム等の開催について】</p> <p>道はこれまで、素案内容の道民からの意見を聞く場として道議会、審議会を開き、現在パブリックコメントを行っている。条例制定に向けた行政的手続きとしては十分なのかもしれないが、種子条例は今後の北海道農業の行方を大きく左右する</p>	<p>道では、29年4月に道や農業団体、農業試験場などで構成する「種子生産の在り方検討部会」を設置し、今後とも安定的な種子生産が可能となるよう、現行の仕組みにおける現状や課題などに関し認識を共有するとともに、役割や機能分担などについて、検討を進めてきており、30年10月ま</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>大切な条例である。今年3月に食と農に関心のあ る仲間と札幌市で開いた種子法廃止に関するフォー ラムには250人以上の市民が集まり、10月25 日に「〇〇〇〇」が主催し道農政部の皆さんを招 いて急きょ開いた意見交換会にも、周知期間が2 週間足らずだったにも関わらず会場がほぼ満席と なる100人もの市民が来場した。</p> <p>条例は地方自治体の最高法規である。今回の種 子条例も同様であるばかりでなく、道民の関心も 非常に高いのは申し上げた通りである。条例づく りの過程は、さまざまな意見を持つ道民との合意 形成の場でもある。そういった道民との対話の中 からよりよい条例が形づくられると考える。札幌 市は現在、「町内会に関する条例」づくりを進め ており、10月中旬には市主催で条例を考えるシン ポジウムを市内で開き、約200人が参加して「素 案」を元に活発な議論を繰り広げたと聞く。</p> <p>種子条例も本来は、「〇〇〇〇」のような市民 団体が担当部局との意見交換会を設けるだけでな く、札幌市のように当事者自らが主催して直接道 民から意見を聞く場を設けるべきだと考える。道 民との合意形成を図る上でも、また道民に幅広く 条例づくりの過程を知ってもらうためにも道主催 によるシンポジウムなどの開催を求める。</p>	<p>での1年7か月の間に11回にわたる検討を重ね てきたところであります。</p> <p>また、30年度については、北海道議会での議論 や条例の検討に当たり有識者会議である北海道農 業・農村振興審議会での3回にわたる調査審議や、 種子生産に取り組む方々など、地域の声を聴くた め、全道5か所での意見交換を行ったほか、農業 団体等との意見交換、更には市民団体の方々とも 7回にわたり意見交換を行うなどしながら認識の 共有を図るとともに、10月11日から1か月間の パブリックコメントを行い、幅広い意見の聴取に 取り組んできたところです。</p> <p>道としては今後とも、地域や団体などに対し、 情報提供しながら、正しい知識の普及と理解の促 進に努めてまいる考えです。</p>
<p>【主要農作物の備蓄について】</p> <p>今年の道産米の作況指数は90と「不良」で、収 穫量は平年を大きく下回る見通しとなった。大豆 も平年より収穫量を落としており、道内の主要農 作物が軒並み不作の年となりそうである。収穫量 が大幅に減ると、その分、採種や原種など種子生</p>	<p>優良な種子の安定した供給においては種子の備 蓄も重要な事項であることから、本条例の中で「備 蓄」についても「種子計画の策定」の中に位置付 けることとします。</p>

C

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>産に回すべき主要農作物も食用に回さざるをえなくなる。その際、種子の安定供給に欠かせないのが、毎年の備蓄である。備蓄は今年のような気象条件による不作の時ばかりでなく、万が一の災害などに備えたセーフティネットであり、また消費者や実需者の多様なニーズに応えるためにも重要な役割を果たす。「種子の生産」を目的とした条例であるなら、その生産をしっかりと支える備蓄についても条例の中に明記する必要があると考える。</p>	<p style="text-align: right;">A</p>
<p>【道主催によるシンポジウム等の開催について】</p> <p>道はこれまで、素案内容の道民からの意見を聞く場として道議会、審議会を開き、現在パブリックコメントを行っている。条例制定に向けた行政的手続きとしては十分なのかもしれないが、種子条例は今後の北海道農業の行方を大きく左右する大切な条例である。今年3月に食と農に関心のある仲間と札幌市で開いた種子法廃止に関するフォーラムには250人以上の市民が集まり、10月25日に「〇〇〇〇」が主催し道農政部の皆さんを招いて急きょ開いた意見交換会にも、周知期間が2週間足らずだったにも関わらず会場がほぼ満席となる100人も市民が来場した。</p> <p>条例は地方自治体の最高法規である。今回の種子条例も同様であるばかりでなく、道民の関心も非常に高いのは申し上げた通りである。条例づくりの過程は、さまざまな意見を持つ道民との合意形成の場でもある。そういった道民との対話の中からよりよい条例が形づくられると考える。札幌市は現在、「町内会に関する条例」づくりを進め</p>	<p>道では、29年4月に道や農業団体、農業試験場などで構成する「種子生産の在り方検討部会」を設置し、今後とも安定的な種子生産が可能となるよう、現行の仕組みにおける現状や課題などに関し認識を共有するとともに、役割や機能分担などについて、検討を進めてきており、30年10月までの1年7か月の間に11回にわたる検討を重ねてきたところであります。</p> <p>また、30年度については、北海道議会での議論や条例の検討に当たり有識者会議である北海道農業・農村振興審議会での3回にわたる調査審議や、種子生産に取り組む方々など、地域の声を聴くため、全道5か所での意見交換を行ったほか、農業団体等との意見交換、更には市民団体の方々とも7回にわたり意見交換を行うなどしながら認識の共有を図るとともに、10月11日から1か月間のパブリックコメントを行い、幅広い意見の聴取に取り組んできたところです。</p> <p>道としては今後とも、地域や団体などに対し、情報提供しながら、正しい知識の普及と理解の促</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>ており、10月中旬には市主催で条例を考えるシンポジウムを市内で開き、約200人が参加して「素案」を元に活発な議論を繰り広げたと聞く。</p> <p>種子条例も本来は、「〇〇〇〇」のような市民団体が担当部局との意見交換会を設けるだけでなく、札幌市のように当事者自らが主催して直接道民から意見を聞く場を設けるべきだと考える。道民との合意形成を図る上でも、また道民に幅広く条例づくりの過程を知ってもらうためにも道主催によるシンポジウムなどの開催を求める。</p>	<p>進に努めてまいる考えです。</p>
<p>「北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例（仮称）」（素案）に対する意見</p> <p>こんにちは。日頃から道民の生活の向上の為、ご尽力いただき感謝。この度は、主要農産物種子法の廃止にあたり、北海道独自の条例づくりに取り組んでくださっていることに心から敬意をお伝えしたいと思う。TPP協定の中にあるISDS条項について学んだ際に、大変な事態だと本当に心配していたが、この夏東京で開かれたRCEPの説明会では、さらにRCEPのもとでは国家だけではなく地方自治体も企業から訴えられる対象となることを知らされた。今は、企業が個々人と同じように自由と権利を認められるようになり、それを侵すものは国家であれ地方自治体であれ、訴えられてしまう。しかも、多くの事例では、企業が勝利しているとか。何を頼って暮らしを立てていけば良いのか、根底が揺れているようなとても不安定な時代になっていると感じている。政府とビジネスと大衆という三者の関係について考える。私は、大衆の自由と権利を守るために政府があり、その価値</p>	<p>今後も本道農業が我が国食料の安定供給を担い、地域の基幹産業として持続的に発展していくことが求められており、本条例の制定やその運用を通じて安全で安心な農作物の安定生産の基本となる優良な種子の安定供給を実現し、本道農業に寄せられる期待に応えることができるよう取り組んでまいります。</p>

C

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>観を実現するためにビジネスがある、という形を願う。しかし、今は、ビジネスの自由と権利のために法律も変えられ大衆も従わなくてはならなくなっているように見える。そんな中で、道が道民の暮らしに寄り添い、いのちを守る種子の開発と供給にこれからも責任を持って取り組む意思を表してくださっていることはとても心強いことである。RCEPの説明会では、スイスに本拠地を置き世界的に活躍している弁護士の方が、たくさんの地方自治体が同時多発的に条例を作ることによって、種子企業が訴訟を起こす気を削ぐことができると話されていた。私たち市民も、それぞれのネットワークを使って多くの都道府県や市町村に声を届けていく。土と水と種子から、私たちの身体は作られていることを思うと、それらは経済の発展のために商品化してはいけない、最後まで共有財産として守り分かち合っていくものだと思う。その大きな事業のために全ての立場の人たちが協力し合うという、主要農産物種子法のもともとの精神も十分に受け継ぐ条例となりますように心から希望する。</p>	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">C</div>
<p>【主要農作物の備蓄について】</p> <p>今年の道産米の作況指数は90と「不良」で、収穫量は平年を大きく下回る見通しとなった。大豆も平年より収穫量を落としており、道内の主要農作物が軒並み不作の年となりそうである。収穫量が大幅に減ると、その分、採種や原種など種子生産に回すべき主要農作物も食用に回さざるをえなくなる。その際、種子の安定供給に欠かせないのが、毎年の備蓄である。備蓄は今年のような気象</p>	<p>優良な種子の安定した供給においては種子の備蓄も重要な事項であることから、本条例の中で「備蓄」についても「種子計画の策定」の中に位置付けることとします。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>条件による不作の時ばかりでなく、万が一の災害などに備えたセーフティーネットであり、また消費者や実需者の多様なニーズに応えるためにも重要な役割を果たす。「種子の生産」を目的とした条例であるなら、その生産をしっかりと支える備蓄についても条例の中に明記する必要があると考える。</p>	<p style="text-align: right;">A</p>
<p>【道主催によるシンポジウム等の開催について】</p> <p>道はこれまで、素案内容の道民からの意見を聞く場として道議会、審議会を開き、現在パブリックコメントを行っている。条例制定に向けた行政的手続きとしては十分なのかもしれないが、種子条例は今後の北海道農業の行方を大きく左右する大切な条例である。今年3月に食と農に関心のある仲間と札幌市で開いた種子法廃止に関するフォーラムには250人以上の市民が集まり、10月25日に「〇〇〇〇」が主催し道農政部の皆さんを招いて急きょ開いた意見交換会にも、周知期間が2週間不足だったにも関わらず会場がほぼ満席となる100人もの市民が来場した。</p> <p>条例は地方自治体の最高法規である。今回の種子条例も同様であるばかりでなく、道民の関心も非常に高いのは申し上げた通りである。条例づくりの過程は、さまざまな意見を持つ道民との合意形成の場でもある。そういった道民との対話の中からよりよい条例が形づくられると考える。札幌市は現在、「町内会に関する条例」づくりを進めており、10月中旬には市主催で条例を考えるシンポジウムを市内で開き、約200人が参加して「素案」を元に活発な議論を繰り広げたと聞く。</p>	<p>道では、29年4月に道や農業団体、農業試験場などで構成する「種子生産の在り方検討部会」を設置し、今後とも安定的な種子生産が可能となるよう、現行の仕組みにおける現状や課題などに関し認識を共有するとともに、役割や機能分担などについて、検討を進めてきており、30年10月までの1年7か月の間に11回にわたる検討を重ねてきたところであります。</p> <p>また、30年度については、北海道議会での議論や条例の検討に当たり有識者会議である北海道農業・農村振興審議会での3回にわたる調査審議や、種子生産に取り組む方々など、地域の声を聴くため、全道5か所での意見交換を行ったほか、農業団体等との意見交換、更には市民団体の方々とも7回にわたり意見交換を行うなどしながら認識の共有を図るとともに、10月11日から1か月間のパブリックコメントを行い、幅広い意見の聴取に取り組んできたところです。</p> <p>道としては今後とも、地域や団体などに対し、情報提供しながら、正しい知識の普及と理解の促進に努めてまいる考えです。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>種子条例も本来は、「〇〇〇〇」のような市民団体が担当部局との意見交換会を設けるだけでなく、札幌市のように当事者自らが主催して直接道民から意見を聞く場を設けるべきだと考える。道民との合意形成を図る上でも、また道民に幅広く条例づくりの過程を知ってもらうためにも道主催によるシンポジウムなどの開催を求める。</p>	<p style="text-align: right;">C</p>
<p>難しいことがかけないので、〇〇〇〇の〇〇さんのひな型をそのままお送りする。</p> <p>北海道として、北海道民として残していきたい作物や、北海道の未来へ意見がある。</p> <p>よろしく願います。</p> <p>【条例の対象農作物について】</p> <p>素案の「制定の趣旨」では、「北海道は広大な耕地面積を活かして、稲や麦、豆類などの作物により輪作体系を構築しながら、専門的な経営を主として大規模で生産性の高い農業が展開されており、我が国最大の食料供給地域としての役割を果たしています」と明記し、対象農作物を稲、麦類、大豆の他、新たに小豆、インゲンマメ、エンドウマメ、ソバの4作物を加えている。素案に書かれているように、北海道農業を『「広大な耕地面積を活かして」「輪作体系を構築しながら」「大規模で生産性の高い農業を展開」』していると位置付けるのであれば、輪作体系の中軸にもなっているジャガイモやタマネギ、テンサイといった「広大な耕地面積」で栽培されている農作物も対象農作物に加えるべきだと考える。インゲンマメやエンドウマメよりも、これらの農作物のほうが明らかに「広大な耕地面積を活かして、輪作体系を構</p>	<p>本条例は、優良な種子の安定的な生産・供給を可能とするために必要な事項を定めるものであります。</p> <p>対象とする作物は、各作物の種子の生産状況や行政の関与などを踏まえ、稲、麦、大豆に加えて、小豆、いんげん、えん豆、そばとしたところです。</p> <p>なお、馬鈴しょについては既に北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例に基づき種子の生産を行っているとともに、野菜及びてん菜、牧草などについては既に民間事業者による種子の生産体制が確立されている状況です。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>築しながら、大規模で生産性の高い農業を展開しているのではないだろうか。有識者の中には、海外から大量に輸入されている遺伝子組み換えナタネや飼料用トウモロコシの道内流入を防ぐ観点から、地域で栽培されているそういった作物を条例の対象に加えて、安全で安心できる北海道の種子生産を守る方策も提言している。したがって素案で示している稲、麦類、大豆と小豆、インゲンマメ、エンドウマメ、ソバの7農作物のみを主要農作物等と位置付けるのではなく、「我が国最大の食料供給地域としての役割を果たし」、将来にわたって持続できる北海道農業を見通した上で、改めて道民の声を幅広く聞き、「北海道にとっての主要農作物」を定義し直して条例づくりを進めるべきだと考える。</p>	<p style="text-align: right;">C</p>
<p>【ジャガイモF対象農作物に入れるべき】</p> <p>素案ではジャガイモは「北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例」で規定しているから、今回の種子条例の対象農作物には入らないとしている。しかし、この取締条例はシストセンチュウなどの病害虫対策の条例であって、種子の安定的な生産と普及を目的としたものではない。小豆やインゲンマメやエンドウマメは道の補助金が入っているから主要農作物等に位置付けて条例の対象にしているが、小豆などもジャガイモと同様に原原種、原種はホクレンなどの民間が行っている。別の条例があるからジャガイモを条例の対象から外して、北海道の補助金が入っているから作付面積がジャガイモよりも大幅に少ないインゲンマメやエンドウマメを対象にするのは、北海道農業の輪作体系を</p>	<p>「北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例」は、植物防疫法及び関係法令と相まって、種馬鈴しょの生産及び販売について必要な規制を行い、優良な種馬鈴しょの生産を確保して本道における採種事業の健全な発展を図るとともに、国内馬鈴しょ栽培の安定に寄与することを目的としています。</p> <p>馬鈴しょの原原種は国の機関である種苗管理センターが、原種はホクレン等がそれぞれ生産しており、道は、種苗管理センターが生産した原原種をもとに、原種の生産計画を策定し、原種取扱団体の指定を行い、国によるほ場等での防疫検査への補助を行っています。</p> <p>このように、馬鈴しょの種子生産においては既に国及び民間事業者による生産体制が確立されており、道の関与についても「北海道種馬鈴しょ生</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
維持するうえで、理にかなっていないと思う。ジャガイモは条例の対象農作物に入れるよう求める。	産販売取締条例」に明確に定められていることから、本条例の対象作物に含みませんでした。 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">C</div>
<p>【民間参入と知的財産について】</p> <p>素案の中では、7農作物の主要農作物等で新たに民間事業者が種子生産を行う「民間活力を最大限に活用した種子供給体制の構築」について明記し、想定される事例として「一部地域でしか栽培されていない品種であるが、実需者から一定のニーズがあり、地域でその種子生産を担うことができる品種などについてはJAなどの民間事業者が生産する仕組みを構築する」と書かれている。国が今回、種子法の廃止と同時に「農業競争力強化支援法」を新たに作ったが、その中で「国は、良質かつ低廉な農業資材の供給を実現する」上で、種子については「民間事業者が行う技術開発及び新品種の育成その他種苗の生産及び供給を促進するとともに、独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進する」と明記している。素案では一部地域で栽培されて実需者からニーズがある既存の品種についてのみ、「JAなどの民間事業者が生産する仕組みを構築する」とし、「音更大袖」などの大豆を想定しているようだが、国の支援法は今後の良質かつ低廉な農業資材の提供を目的にしており、今ある品種を対象にしているのではない。したがって、これまで種子事業に参入していなかった民事業者が行う新品種の育成を進めることを目的に、試験研究機関が有する種苗の知見をそういった民間事業者に提供するよう促し</p>	<p>主要農作物等の優良品種のうち、一部の地域でしか栽培されていない作付面積の少ない品種の種子については、JAなどの民間事業者が生産できる仕組みの構築を検討しており、条例素案の中で「ほ場経営者において主要農作物の優良品種の種子が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該者に種子の生産を行わせることができる」としているところです。なお、その実施に当たっては、道において民間事業者が優良品種の種子を適正かつ確実に生産できることを十分に審査するとともに、その種子計画の策定や種子審査などについても、引き続き道が担うこととしており、普及すべき優良品種の種子の確保に取り組んでいく考えです。</p> <p>また、道としても、遺伝資源の流出防止は重要と考えており、引き続き、道総研などとの十分な意見交換や情報共有を通じ、適切に対処されるよう努めるとともに、現在、検討を進めている条例においても、「知的財産の保護」に関する条項を設け、優良品種に係る知的財産権の適正な保護を図ることとしています。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>ているのである。国は「国家戦略・知的戦略として民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築する」としていることから、民間事業者とはJAを指すのではなく、「〇〇〇〇」や「〇〇〇〇」など本州で種子事業に参入している民間企業を指しているのは明らかである。素案では前述のように「JAなどの民間事業者が生産する仕組みを構築する」と明記されているが、JAを想定しているのであれば「JA」だけにして「など」は削除すべきと考える。「など」の中に「〇〇〇〇」などの民間事業者が入り込んでくることは十二分に考えられる。民間企業が本州などで開発した稲はコストを下げるために、県をまたいで広範囲に作付けされている。北海道に適した寒冷地向けの稲はまだ開発されていないようだが、試験研究機関の知見を使えば、いずれ適した稲も誕生するであろう。そうすると現在のような分散した作付け体系が崩れ、栽培品種が単一化していく可能性もある。その点を踏まえて、民間事業者の参入と知的財産の保護については慎重に対応するよう求める。</p>	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">C</div>
<p>【ゲノム編集について】</p> <p>環境省は8月にゲノム編集で品種改良した作物のうち、従来の外部から遺伝子を組み込んだ遺伝子組み換え(GM)の技術によるものでなければ、安全審査などの規制の対象外との方針を示した。既に大学などの研究機関ではゲノム編集による品種改良の試験が進んでおり、〇〇大などもアレルギー物質が少ない低アレルギー大豆の栽培に「エンレイ」と「カリユタカ」で世界で初めて成功し</p>	<p>現在、国において、ゲノム編集に関する事項の検討が進められていることから、国の動きを注視してまいる考えです。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>たとの報道もある。しかし、従来のGM技術と同様に遺伝子操作が人体に及ぼす影響は分かっておらず、イギリスの研究チームもゲノム編集の技術でDNAの一部が意図せずに恐れがあることを発見し、科学誌「○○○」に7月に発表した。また道内消費者の約8割がGM食品の安全性に不安を抱き、○○○○・○大教授も「改変生物の想定外の挙動やアレルギーを招く物質の産生などのリスクが指摘されている」と述べている。</p> <p>北海道には「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例（GM条例）」があるが、環境省の方針を適用すればゲノム編集によるGM作物の栽培は北海道内でも可能となる。しかし道民の健康を守る上でも安全で安心できる種子の供給は道の責務だと考える。北海道食の安全・安心委員会などとも連携し、今回策定する種子条例ないしGM条例にゲノム編集による品種改良に慎重に対応する項目などを設けるよう求める。</p>	<div data-bbox="1374 1323 1445 1386" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 45px; height: 28px; float: right;">C</div>
<p>【主要農作物の備蓄について】</p> <p>今年の道産米の作況指数は90と「不良」で、収穫量は平年を大きく下回る見通しとなった。大豆も平年より収穫量を落としており、道内の主要農作物が軒並み不作の年となりそうである。収穫量が大幅に減ると、その分、採種や原種など種子生産に回すべき主要農作物も食用に回さざるをえなくなる。その際、種子の安定供給に欠かせないのが、毎年の備蓄である。備蓄は今年のような気象条件による不作の時ばかりでなく、万が一の災害など非常時に備えた食料安全保障であり、セーフ</p>	<p>優良な種子の安定した供給においては種子の備蓄も重要な事項であることから、本条例の中で「備蓄」についても「種子計画の策定」の中に位置付けることとします。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>ティーネットである。また消費者や実需者の多様なニーズに応えるためにも、多様な種子の備蓄が重要な役割を果たす。素案の中では「備蓄」についてはまったく触れていないが、「種子の生産」を目的とした条例であるなら、その生産をしっかりと支える備蓄についても条例の中に明記する必要があると考える。</p>	<p style="text-align: right;">A</p>
<p>【道主催によるシンポジウム等の開催について】</p> <p>道はこれまで、素案内容の道民からの意見を聞く場として道議会、審議会を開き、現在パブリックコメントを行っている。条例制定に向けた行政的手続きとしては十分なのかもしれないが、種子条例は今後の北海道農業の行方を大きく左右する大切な条例である。今年3月に食と農に関心のある仲間と札幌市で開いた種子法廃止に関するフォーラムには250人以上の市民が集まり、10月25日に「〇〇〇〇」が主催し道農政部の皆さんを招いて急きょ開いた意見交換会にも、周知期間が2週間不足だったにも関わらず会場がほぼ満席となる100人もの市民が来場した。条例は地方自治体の最高法規である。今回の種子条例も同様であるばかりでなく、道民の関心も非常に高いのは申し上げた通りである。条例づくりの過程は、さまざまな意見を持つ道民との合意形成の場でもある。そういった道民との対話の中からよりよい条例が形づくられると考える。札幌市は現在、「町内会に関する条例」づくりを進めており、10月中旬には市主催で条例を考えるシンポジウムを市内で開き、約200人が参加して「素案」を元に活発な議論を繰り広げたと聞く。種子条例も本来は、</p>	<p>道では、29年4月に道や農業団体、農業試験場などで構成する「種子生産の在り方検討部会」を設置し、今後とも安定的な種子生産が可能となるよう、現行の仕組みにおける現状や課題などに関し認識を共有するとともに、役割や機能分担などについて、検討を進めてきており、30年10月までの1年7か月の間に11回にわたる検討を重ねてきたところであります。</p> <p>また、30年度については、北海道議会での議論や条例の検討に当たり有識者会議である北海道農業・農村振興審議会での3回にわたる調査審議や、種子生産に取り組む方々など、地域の声を聴くため、全道5か所での意見交換を行ったほか、農業団体等との意見交換、更には市民団体の方々とも7回にわたり意見交換を行うなどしながら認識の共有を図るとともに、10月11日から1か月間のパブリックコメントを行い、幅広い意見の聴取に取り組んできたところです。</p> <p>道としては今後とも、地域や団体などに対し、情報提供しながら、正しい知識の普及と理解の促進に努めてまいる考えです。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>「〇〇〇〇」のような市民団体が担当部局との意見交換会を設けるだけでなく、札幌市のように当事者自らが主催して直接道民から意見を聞く場を設けるべきだと考える。道民との合意形成を図る上でも、また道民に幅広く条例づくりの過程を知ってもらうためにも道主催によるシンポジウムなどの開催を求める。</p>	<p style="text-align: right;">C</p>
<p>【主要農作物の備蓄について】</p> <p>今年の道産米の作況指数は90と「不良」で、収穫量は平年を大きく下回る見通しとなった。大豆も平年より収穫量を落としており、道内の主要農作物が軒並み不作の年となりそうである。収穫量が大幅に減ると、その分、採種や原種など種子生産に回すべき主要農作物も食用に回さざるをえなくなる。その際、種子の安定供給に欠かせないのが、毎年の備蓄である。備蓄は今年のような気象条件による不作の時ばかりでなく、万が一の災害などに備えたセーフティネットであり、また消費者や実需者の多様なニーズに応えるためにも重要な役割を果たす。「種子の生産」を目的とした条例であるなら、その生産をしっかりと支える備蓄についても条例の中に明記する必要があると考える。</p>	<p>優良な種子の安定した供給においては種子の備蓄も重要な事項であることから、本条例の中で「備蓄」についても「種子計画の策定」の中に位置付けることとします。</p> <p style="text-align: right;">A</p>
<p>【道主催によるシンポジウム等の開催について】</p> <p>道はこれまで、素案内容の道民からの意見を聞く場として道議会、審議会を開き、現在パブリックコメントを行っている。条例制定に向けた行政的手続きとしては十分なのかもしれないが、種子条例は今後の北海道農業の行方を大きく左右する大切な条例である。今年3月に食と農に関心のあ</p>	<p>道では、29年4月に道や農業団体、農業試験場などで構成する「種子生産の在り方検討部会」を設置し、今後とも安定的な種子生産が可能となるよう、現行の仕組みにおける現状や課題などに関し認識を共有するとともに、役割や機能分担などについて、検討を進めてきており、30年10月までの1年7か月の間に11回にわたる検討を重ね</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>る仲間と札幌市で開いた種子法廃止に関するフォーラムには 250 人以上の市民が集まり、10 月 25 日に「〇〇〇〇」が主催し道農政部の皆さんを招いて急きょ開いた意見交換会にも、周知期間が 2 週間足らずだったにも関わらず会場がほぼ満席となる 100 人もの市民が来場した。</p> <p>条例は地方自治体の最高法規である。今回の種子条例も同様であるばかりでなく、道民の関心も非常に高いのは申し上げた通りである。条例づくりの過程は、さまざまな意見を持つ道民との合意形成の場でもある。そういった道民との対話の中からよりよい条例が形づくられると考える。札幌市は現在、「町内会に関する条例」づくりを進めており、10 月中旬には市主催で条例を考えるシンポジウムを市内で開き、約 200 人が参加して「素案」を元に活発な議論を繰り広げたと聞く。</p> <p>種子条例も本来は、「〇〇〇〇」のような市民団体が担当部局との意見交換会を設けるだけでなく、札幌市のように当事者自らが主催して直接道民から意見を聞く場を設けるべきだと考える。道民との合意形成を図る上でも、また道民に幅広く条例づくりの過程を知ってもらうためにも道主催によるシンポジウムなどの開催を求める。</p>	<p>てきたところであります。</p> <p>また、30 年度については、北海道議会での議論や条例の検討に当たり有識者会議である北海道農業・農村振興審議会での 3 回にわたる調査審議や、種子生産に取り組む方々など、地域の声を聴くため、全道 5 か所での意見交換を行ったほか、農業団体等との意見交換、更には市民団体の方々とも 7 回にわたり意見交換を行うなどしながら認識の共有を図るとともに、10 月 11 日から 1 か月間のパブリックコメントを行い、幅広い意見の聴取に取り組んできたところです。</p> <p>道としては今後とも、地域や団体などに対し、情報提供しながら、正しい知識の普及と理解の促進に努めてまいる考えです。</p>
<p>「北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例（仮称）」（素案）のパブリックコメント募集を北海道のサイトで拝見した。まずは素案の作成に御礼申し上げます。どうもありがとうございます！国の突然の進路変更により、各自治体が改めて条例を作って現状を支えなければならない、その徒労を思い悔しくなりました。本当にお疲れ様です。</p>	<p>本条例は、優良な種子の安定的な生産・供給を可能とするために必要な事項を定めるものであります。</p> <p>対象とする作物は、各作物の種子の生産状況や行政の関与などを踏まえ、稲、麦、大豆に加えて、小豆、いんげん、えん豆、そばとしたところです。</p> <p>なお、馬鈴しょについては既に北海道種馬鈴し</p>

C

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>ぜひ、食の安全をこれからも第一に掲げていただき、北海道農業を法の面から支えていただきたく思う。無力ながら応援させていただきます、どうぞよろしくお願いいたします！</p> <p>以下は自分も入会している「〇〇〇〇」で出た意見です、賛成しますので転写させていただきます。</p> <p>【条例の対象農作物について】</p> <p>素案の「制定の趣旨」では、「北海道は広大な耕地面積を活かして、稲や麦、豆類などの作物により輪作体系を構築しながら、専門的な経営を主として大規模で生産性の高い農業が展開されており、我が国最大の食料供給地域としての役割を果たしています」と明記し、対象農作物を稲、麦類、大豆の他、新たに小豆、インゲンマメ、エンドウマメ、ソバの4作物を加えている。</p> <p>素案に書かれているように、北海道農業を『「広大な耕地面積を活かして」「輪作体系を構築しながら」「大規模で生産性の高い農業を展開」』していると位置付けるのであれば、輪作体系の中軸にもなっているジャガイモやタマネギ、テンサイといった「広大な耕地面積」で栽培されている農作物も対象農作物に加えるべきだと考える。インゲンマメやエンドウマメよりも、これらの農作物のほうが明らかに「広大な耕地面積を活かして、輪作体系を構築しながら、大規模で生産性の高い農業を展開」しているのではないだろうか。</p> <p>有識者の中には、海外から大量に輸入されている遺伝子組み換えナタネや飼料用トウモロコシの道内流入を防ぐ観点から、地域で栽培されているそういった作物を条例の対象に加えて、安全で安</p>	<p>よ生産販売取締条例に基づき種子の生産を行っているとともに、野菜及びてん菜、牧草などについては既に民間事業者による種子の生産体制が確立されている状況です。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>心できる北海道の種子生産を守る方策も提言している。したがって素案で示している稲、麦類、大豆と小豆、インゲンマメ、エンドウマメ、ソバの7農作物のみを主要農作物等と位置付けるのではなく、「我が国最大の食料供給地域としての役割を果たし」、将来にわたって持続できる北海道農業を見通した上で、改めて道民の声を幅広く聞き、「北海道にとっての主要農作物」を定義し直して条例づくりを進めるべきだと考える。</p>	<p style="text-align: right;">C</p>
<p>【主要農作物の備蓄について】</p> <p>今年の道産米の作況指数は90と「不良」で、収穫量は平年を大きく下回る見通しとなった。大豆も平年より収穫量を落としており、道内の主要農作物が軒並み不作の年となりそうである。収穫量が大幅に減ると、その分、採種や原種など種子生産に回すべき主要農作物も食用に回さざるをえなくなる。その際、種子の安定供給に欠かせないのが、毎年の備蓄である。備蓄は今年のような気象条件による不作の時ばかりでなく、万が一の災害などに備えたセーフティーネットであり、また消費者や実需者の多様なニーズに応えるためにも重要な役割を果たす。「種子の生産」を目的とした条例であるなら、その生産をしっかりと支える備蓄についても条例の中に明記する必要があると考える。</p>	<p>優良な種子の安定した供給においては種子の備蓄も重要な事項であることから、本条例の中で「備蓄」についても「種子計画の策定」の中に位置付けることとします。</p> <p style="text-align: right;">A</p>
<p>【道主催によるシンポジウム等の開催について】</p> <p>道はこれまで、素案内容の道民からの意見を聞く場として道議会、審議会を開き、現在パブリックコメントを行っている。条例制定に向けた行政的手続きとしては十分なのかもしれないが、種子</p>	<p>道では、29年4月に道や農業団体、農業試験場などで構成する「種子生産の在り方検討部会」を設置し、今後とも安定的な種子生産が可能となるよう、現行の仕組みにおける現状や課題などに関し認識を共有するとともに、役割や機能分担など</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>条例は今後の北海道農業の行方を大きく左右する大切な条例である。今年3月に食と農に関心のある仲間と札幌市で開いた種子法廃止に関するフォーラムには250人以上の市民が集まり、10月25日に「〇〇〇〇」が主催し道農政部の皆さんを招いて急きょ開いた意見交換会にも、周知期間が2週間足らずだったにも関わらず会場がほぼ満席となる100人もの市民が来場した。</p> <p>条例は地方自治体の最高法規である。今回の種子条例も同様であるばかりでなく、道民の関心も非常に高いのは申し上げた通りである。条例づくりの過程は、さまざまな意見を持つ道民との合意形成の場でもある。そういった道民との対話の中からよりよい条例が形づくられると考える。札幌市は現在、「町内会に関する条例」づくりを進めており、10月中旬には市主催で条例を考えるシンポジウムを市内で開き、約200人が参加して「素案」を元に活発な議論を繰り広げたと聞く。</p> <p>種子条例も本来は、「〇〇〇〇」のような市民団体が担当部局との意見交換会を設けるだけでなく、札幌市のように当事者自らが主催して直接道民から意見を聞く場を設けるべきだと考える。道民との合意形成を図る上でも、また道民に幅広く条例づくりの過程を知ってもらうためにも道主催によるシンポジウムなどの開催を求める。</p>	<p>について、検討を進めてきており、30年10月までの1年7か月の間に11回にわたる検討を重ねてきたところであります。</p> <p>また、30年度については、北海道議会での議論や条例の検討に当たり有識者会議である北海道農業・農村振興審議会での3回にわたる調査審議や、種子生産に取り組む方々など、地域の声を聴くため、全道5か所での意見交換を行ったほか、農業団体等との意見交換、更には市民団体の方々とも7回にわたり意見交換を行うなどしながら認識の共有を図るとともに、10月11日から1か月間のパブリックコメントを行い、幅広い意見の聴取に取り組んできたところです。</p> <p>道としては今後とも、地域や団体などに対し、情報提供しながら、正しい知識の普及と理解の促進に努めてまいる考えです。</p>
<p>【主要農産物の備蓄について】</p> <p>今年の道産米の作況指数は90と「不良」で、収穫量は平年を大きく下回る見通しとなった。大豆も平年より収穫量を落としており、道内の主要農作物が軒並み不作の年となりそうである。収穫量</p>	<p>優良な種子の安定した供給においては種子の備蓄も重要な事項であることから、本条例の中で「備蓄」についても「種子計画の策定」の中に位置付けることとします。</p>

C

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>が大幅に減ると、その分、採種や原種など種子生産に回すべき主要農作物も食用に回さざるをえなくなる。その際、種子の安定供給に欠かせないのが、毎年の備蓄である。備蓄は今年のような気象条件による不作の時ばかりでなく、万が一の災害などに備えたセーフティネットであり、また消費者や実需者の多様なニーズに応えるためにも重要な役割を果たす。「種子の生産」を目的とした条例であるなら、その生産をしっかりと支える備蓄についても条例の中に明記する必要があると考える。</p>	<p style="text-align: right;">A</p>
<p>【道主催によるシンポジウム等の開催について】</p> <p>道はこれまで、素案内容の道民からの意見を聞く場として道議会、審議会を開き、現在パブリックコメントを行っている。条例制定に向けた行政的手続きとしては十分なのかもしれないが、種子条例は今後の北海道農業の行方を大きく左右する大切な条例である。今年3月に食と農に関心のある仲間と札幌市で開いた種子法廃止に関するフォーラムには250人以上の市民が集まり、10月25日に「〇〇〇〇」が主催し道農政部の皆さんを招いて急きょ開いた意見交換会にも、周知期間が2週間足らずだったにも関わらず会場がほぼ満席となる100人も市民が来場した。</p> <p>条例は地方自治体の最高法規である。今回の種子条例も同様であるばかりでなく、道民の関心も非常に高いのは申し上げた通りである。条例づくりの過程は、さまざまな意見を持つ道民との合意形成の場でもある。そういった道民との対話の中からよりよい条例が形づくられると考える。札幌</p>	<p>道では、29年4月に道や農業団体、農業試験場などで構成する「種子生産の在り方検討部会」を設置し、今後とも安定的な種子生産が可能となるよう、現行の仕組みにおける現状や課題などに関し認識を共有するとともに、役割や機能分担などについて、検討を進めてきており、30年10月までの1年7か月の間に11回にわたる検討を重ねてきたところであります。</p> <p>また、30年度については、北海道議会での議論や条例の検討に当たり有識者会議である北海道農業・農村振興審議会での3回にわたる調査審議や、種子生産に取り組む方々など、地域の声を聴くため、全道5か所での意見交換を行ったほか、農業団体等との意見交換、更には市民団体の方々とも7回にわたり意見交換を行うなどしながら認識の共有を図るとともに、10月11日から1か月間のパブリックコメントを行い、幅広い意見の聴取に取り組んできたところです。</p> <p>道としては今後とも、地域や団体などに対し、</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>市は現在、「町内会に関する条例」づくりを進めており、10月中旬には市主催で条例を考えるシンポジウムを市内で開き、約200人が参加して「素案」を元に活発な議論を繰り広げたと聞く。</p> <p>種子条例も本来は、「〇〇〇〇」のような市民団体が担当部局との意見交換会を設けるだけでなく、札幌市のように当事者自らが主催して直接道民から意見を聞く場を設けるべきだと考える。道民との合意形成を図る上でも、また道民に幅広く条例づくりの過程を知ってもらうためにも道主催によるシンポジウムなどの開催を求める。</p>	<p>情報提供しながら、正しい知識の普及と理解の促進に努めてまいる考えです。</p>
<p>【主要農作物の備蓄について】</p> <p>今年の道産米の作況指数は90と「不良」で、収穫量は平年を大きく下回る見通しとなった。大豆も平年より収穫量を落としており、道内の主要農作物が軒並み不作の年となりそうである。収穫量が大幅に減ると、その分、採種や原種など種子生産に回すべき主要農作物も食用に回さざるをえなくなる。その際、種子の安定供給に欠かせないのが、毎年の備蓄である。備蓄は今年のような気象条件による不作の時ばかりでなく、万が一の災害などに備えたセーフティネットであり、また消費者や実需者の多様なニーズに応えるためにも重要な役割を果たす。「種子の生産」を目的とした条例であるなら、その生産をしっかりと支える備蓄についても条例の中に明記する必要があると考える。</p>	<p>優良な種子の安定した供給においては種子の備蓄も重要な事項であることから、本条例の中で「備蓄」についても「種子計画の策定」の中に位置付けることとします。</p>
<p>【道主催によるシンポジウム等の開催について】</p> <p>道はこれまで、素案内容の道民からの意見を聞く場として道議会、審議会を開き、現在パブリッ</p>	<p>道では、29年4月に道や農業団体、農業試験場などで構成する「種子生産の在り方検討部会」を設置し、今後とも安定的な種子生産が可能となる</p>

C

A

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>クコメントを行っている。条例制定に向けた行政的手続きとしては十分なかもしれないが、種子条例は今後の北海道農業の行方を大きく左右する大切な条例である。今年3月に食と農に関心のある仲間と札幌市で開いた種子法廃止に関するフォーラムには250人以上の市民が集まり、10月25日に「〇〇〇〇」が主催し道農政部の皆さんを招いて急きょ開いた意見交換会にも、周知期間が2週間足らずだったにも関わらず会場がほぼ満席となる100人もの市民が来場した。条例は地方自治体の最高法規である。今回の種子条例も同様であるばかりでなく、道民の関心も非常に高いのは申し上げた通りである。条例づくりの過程は、さまざまな意見を持つ道民との合意形成の場でもある。そういった道民との対話の中からよりよい条例が形づくられると考える。札幌市は現在、「町内会に関する条例」づくりを進めており、10月中旬には市主催で条例を考えるシンポジウムを市内で開き、約200人が参加して「素案」を元に活発な議論を繰り広げたと聞く。種子条例も本来は、「〇〇〇〇」のような市民団体が担当部局との意見交換会を設けるだけでなく、札幌市のように当事者自らが主催して直接道民から意見を聞く場を設けるべきだと考える。道民との合意形成を図る上でも、また道民に幅広く条例づくりの過程を知ってもらうためにも道主催によるシンポジウムなどの開催を求める。</p>	<p>よう、現行の仕組みにおける現状や課題などに関し認識を共有するとともに、役割や機能分担などについて、検討を進めてきており、30年10月までの1年7か月の間に11回にわたる検討を重ねてきたところであります。</p> <p>また、30年度については、北海道議会での議論や条例の検討に当たり有識者会議である北海道農業・農村振興審議会での3回にわたる調査審議や、種子生産に取り組む方々など、地域の声を聴くため、全道5か所での意見交換を行ったほか、農業団体等との意見交換、更には市民団体の方々とも7回にわたり意見交換を行うなどしながら認識の共有を図るとともに、10月11日から1か月間のパブリックコメントを行い、幅広い意見の聴取に取り組んできたところです。</p> <p>道としては今後とも、地域や団体などに対し、情報提供しながら、正しい知識の普及と理解の促進に努めてまいりたいと考えています。</p>
<p>意見というよりも心配事である。今はもう〇〇〇〇社の米が国内で栽培されていると聞いている。すぐにはないかもしれない。しかし、永</p>	<p>今後も本道農業が我が国食料の安定供給を担い、地域の基幹産業として持続的に発展していくことが求められており、本条例の制定やその運用</p>

C

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>遠もないと思う。タネだけではなく、そういう企業の農薬も伴って使われていく。日本の食糧基地と言われている北海道。国民の食べるものの大きなウェートを道産のものが占めている。北海道はそういう責任があると思うので、生産者や生活者が心配なく生産、消費できるようにしていただきたいと思う。</p>	<p>を通じて安全で安心な農作物の安定生産の基本となる優良な種子の安定供給を実現し、本道農業に寄せられる期待に応えることができるよう取り組んでまいります。</p>
<p>【主要農作物の備蓄について】</p> <p>今年の道産米の作況指数は90と「不良」で、収穫量は平年を大きく下回る見通しとなった。大豆も平年より収穫量を落としており、道内の主要農作物が軒並み不作の年となりそうである。収穫量が大幅に減ると、その分、採種や原種など種子生産に回すべき主要農作物も食用に回さざるをえなくなる。その際、種子の安定供給に欠かせないのが、毎年の備蓄である。備蓄は今年のような気象条件による不作の時ばかりでなく、万が一の災害などに備えたセーフティネットであり、また消費者や実需者の多様なニーズに応えるためにも重要な役割を果たす。「種子の生産」を目的とした条例であるなら、その生産をしっかりと支える備蓄についても条例の中に明記する必要があると考える。</p>	<p>優良な種子の安定した供給においては種子の備蓄も重要な事項であることから、本条例の中で「備蓄」についても「種子計画の策定」の中に位置付けることとします。</p>
<p>【道主催によるシンポジウム等の開催について】</p> <p>道はこれまで、素案内容の道民からの意見を聞く場として道議会、審議会を開き、現在パブリックコメントを行っている。条例制定に向けた行政的手続きとしては十分なのかもしれないが、種子条例は今後の北海道農業の行方を大きく左右する大切な条例である。今年3月に食と農に関心のあ</p>	<p>道では、29年4月に道や農業団体、農業試験場などで構成する「種子生産の在り方検討部会」を設置し、今後とも安定的な種子生産が可能となるよう、現行の仕組みにおける現状や課題などに関し認識を共有するとともに、役割や機能分担などについて、検討を進めてきており、30年10月までの1年7か月の間に11回にわたる検討を重ね</p>

C

A

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>る仲間と札幌市で開いた種子法廃止に関するフォーラムには 250 人以上の市民が集まり、10 月 25 日に「〇〇〇〇」が主催し道農政部の皆さんを招いて急きょ開いた意見交換会にも、周知期間が 2 週間足らずだったにも関わらず会場がほぼ満席となる 100 人もの市民が来場した。</p> <p>条例は地方自治体の最高法規です。今回の種子条例も同様であるばかりでなく、道民の関心も非常に高いのは申し上げた通りである。条例づくりの過程は、さまざまな意見を持つ道民との合意形成の場でもある。そういった道民との対話の中からよりよい条例が形づくられると考える。札幌市は現在、「町内会に関する条例」づくりを進めており、10 月中旬には市主催で条例を考えるシンポジウムを市内で開き、約 200 人が参加して「素案」を元に活発な議論を繰り広げたと聞く。</p> <p>種子条例も本来は、「〇〇〇〇」のような市民団体が担当部局との意見交換会を設けるだけでなく、札幌市のように当事者自らが主催して直接道民から意見を聞く場を設けるべきだと考える。道民との合意形成を図る上でも、また道民に幅広く条例づくりの過程を知ってもらうためにも道主催によるシンポジウムなどの開催を求める。</p>	<p>てきたところであります。</p> <p>また、30 年度については、北海道議会での議論や条例の検討に当たり有識者会議である北海道農業・農村振興審議会での 3 回にわたる調査審議や、種子生産に取り組む方々など、地域の声を聴くため、全道 5 か所での意見交換を行ったほか、農業団体等との意見交換、更には市民団体の方々とも 7 回にわたり意見交換を行うなどしながら認識の共有を図るとともに、10 月 11 日から 1 か月間のパブリックコメントを行い、幅広い意見の聴取に取り組んできたところです。</p> <p>道としては今後とも、地域や団体などに対し、情報提供しながら、正しい知識の普及と理解の促進に努めてまいる考えです。</p>
<p>【主要農作物の備蓄について】</p> <p>今年の道産米の作況指数は 90 と「不良」で、収穫量は平年を大きく下回る見通しとなった。大豆も平年より収穫量を落としており、道内の主要農作物が軒並み不作の年となりそうである。収穫量が大幅に減ると、その分、採種や原種など種子生産に回すべき主要農作物も食用に回さざるをえな</p>	<p>優良な種子の安定した供給においては種子の備蓄も重要な事項であることから、本条例の中で「備蓄」についても「種子計画の策定」の中に位置付けることとします。</p>

C

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>くなる。その際、種子の安定供給に欠かせないのが、毎年の備蓄である。備蓄は今年のような気象条件による不作の時ばかりでなく、万が一の災害などに備えたセーフティネットであり、また消費者や実需者の多様なニーズに応えるためにも重要な役割を果たす。「種子の生産」を目的とした条例であるなら、その生産をしっかりと支える備蓄についても条例の中に明記する必要があると考える。</p>	<p style="text-align: right;">A</p>
<p>【道主催によるシンポジウム等の開催について】</p> <p>道はこれまで、素案内容の道民からの意見を聞く場として道議会、審議会を開き、現在パブリックコメントを行っている。条例制定に向けた行政的手続きとしては十分なのかもしれないが、種子条例は今後の北海道農業の行方を大きく左右する大切な条例である。今年3月に食と農に関心のある仲間と札幌市で開いた種子法廃止に関するフォーラムには250人以上の市民が集まり、10月25日に「〇〇〇〇」が主催し道農政部の皆さんを招いて急きょ開いた意見交換会にも、周知期間が2週間足らずだったにも関わらず会場がほぼ満席となる100人も市民が来場した。</p> <p>条例は地方自治体の最高法規である。今回の種子条例も同様であるばかりでなく、道民の関心も非常に高いのは申し上げた通りである。条例づくりの過程は、さまざまな意見を持つ道民との合意形成の場でもある。そういった道民との対話の中からよりよい条例が形づくられると考える。札幌市は現在、「町内会に関する条例」づくりを進めており、10月中旬には市主催で条例を考えるシン</p>	<p>道では、29年4月に道や農業団体、農業試験場などで構成する「種子生産の在り方検討部会」を設置し、今後とも安定的な種子生産が可能となるよう、現行の仕組みにおける現状や課題などに関し認識を共有するとともに、役割や機能分担などについて、検討を進めてきており、30年10月までの1年7か月の間に11回にわたる検討を重ねてきたところであります。</p> <p>また、30年度については、北海道議会での議論や条例の検討に当たり有識者会議である北海道農業・農村振興審議会での3回にわたる調査審議や、種子生産に取り組む方々など、地域の声を聴くため、全道5か所での意見交換を行ったほか、農業団体等との意見交換、更には市民団体の方々とも7回にわたり意見交換を行うなどしながら認識の共有を図るとともに、10月11日から1か月間のパブリックコメントを行い、幅広い意見の聴取に取り組んできたところです。</p> <p>道としては今後とも、地域や団体などに対し、情報提供しながら、正しい知識の普及と理解の促進に努めてまいる考えです。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>ポジウムを市内で開き、約 200 人が参加して「素案」を元に活発な議論を繰り広げたと聞く。</p> <p>種子条例も本来は、「〇〇〇〇」のような市民団体が担当部局との意見交換会を設けるだけでなく、札幌市のように当事者自らが主催して直接道民から意見を聞く場を設けるべきだと考える。道民との合意形成を図る上でも、また道民に幅広く条例づくりの過程を知ってもらうためにも道主催によるシンポジウムなどの開催を求める。</p>	<p style="text-align: right;">C</p>
<p>先日の札幌市でのフォーラムにも参加させていただいた。北海道に住む人が、安心して搾取されたりせずに少しでも安全な農産物を作り続けられる権利を保障するものにして欲しい。食べるものは生きる上で本当に大切なことである。今後、ますます権利社会になっていくと思うので企業や組織ではなくそこに生きる人が当たり前食べられる権利を守れるような条例になるようお願いする。私たちも共に学びながら、少しでも良い社会になるよう交流していけたらとても嬉しい。</p>	<p>今後も本道農業が我が国食料の安定供給を担い、地域の基幹産業として持続的に発展していくことが求められており、本条例の制定やその運用を通じて安全で安心な農作物の安定生産の基本となる優良な種子の安定供給を実現し、本道農業に寄せられる期待に応えることができるよう取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>【条例の対象農作物について】</p> <p>素案の「制定の趣旨」では、「北海道は広大な耕地面積を活かして、稲や麦、豆類などの作物により輪作体系を構築しながら、専門的な経営を主として大規模で生産性の高い農業が展開されており、我が国最大の食料供給地域としての役割を果たしています」と明記し、対象農作物を稲、麦類、大豆の他、新たに小豆、インゲンマメ、エンドウマメ、ソバの 4 作物を加えている。素案に書かれているように、北海道農業を『「広大な耕地面積</p>	<p>本条例は、優良な種子の安定的な生産・供給を可能とするために必要な事項を定めるものであります。</p> <p>対象とする作物は、各作物の種子の生産状況や行政の関与などを踏まえ、稲、麦、大豆に加えて、小豆、いんげん、えん豆、そばとしたところです。</p> <p>なお、馬鈴しょについては既に北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例に基づき種子の生産を行っているとともに、野菜及びてん菜、牧草などについては既に民間事業者による種子の生産体制が確立</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>を活かして」「輪作体系を構築しながら」「大規模で生産性の高い農業を展開」』していると位置付けるのであれば、輪作体系の中軸にもなっているジャガイモやタマネギ、テンサイといった「広大な耕地面積」で栽培されている農作物も対象農作物に加えるべきだと考える。インゲンマメやエンドウマメよりも、これらの農作物のほうが明らかに「広大な耕地面積を活かして、輪作体系を構築しながら、大規模で生産性の高い農業を展開」しているのではないだろうか。有識者の中には、海外から大量に輸入されている遺伝子組み換えナタネや飼料用トウモロコシの道内流入を防ぐ観点から、地域で栽培されているそういった作物を条例の対象に加えて、安全で安心できる北海道の種子生産を守る方策も提言している。したがって素案で示している稲、麦類、大豆と小豆、インゲンマメ、エンドウマメ、ソバの7農作物のみを主要農作物等と位置付けるのではなく、「我が国最大の食料供給地域としての役割を果たし」、将来にわたって持続できる北海道農業を見通した上で、改めて道民の声を幅広く聞き、「北海道にとっての主要農作物」を定義し直して条例づくりを進めるべきだと考える。</p>	<p>されている状況です。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; margin-left: auto; margin-right: 0;">C</div>
<p>【ジャガイモF対象農作物に入れるべき】</p> <p>素案ではジャガイモは「北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例」で規定しているから、今回の種子条例の対象農作物には入らないとしている。しかし、この取締条例はシストセンチュウなどの病害虫対策の条例であって、種子の安定的な生産と普及を目的としたものではない。小豆やインゲンマ</p>	<p>「北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例」は、植物防疫法及び関係法令と相まって、種馬鈴しょの生産及び販売について必要な規制を行い、優良な種馬鈴しょの生産を確保して本道における採種事業の健全な発展を図るとともに、国内馬鈴しょ栽培の安定に寄与することを目的としています。</p> <p>馬鈴しょの原原種は国の機関である種苗管理セ</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>メやエンドウマメは道の補助金が入っているから主要農作物等に位置付けて条例の対象にしているが、小豆などもジャガイモと同様に源原種、原種はホクレンなどの民間が行っている。別の条例があるからジャガイモを条例の対象から外して、北海道の補助金が入っているから作付面積がジャガイモよりも大幅に少ないインゲンマメやエンドウマメを対象にするのは、北海道農業の輪作体系を維持するうえで、理にかなっていないと思う。ジャガイモは条例の対象農作物に入れるよう求める。</p>	<p>ンターが、原種はホクレン等がそれぞれ生産しており、道は、種苗管理センターが生産した原原種をもとに、原種の生産計画を策定し、原種取扱団体の指定を行い、国によるほ場等での防疫検査への補助を行っています。</p> <p>このように、馬鈴しょの種子生産においては既に国及び民間事業者による生産体制が確立されており、道の関与についても「北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例」に明確に定められていることから、本条例の対象作物に含みませんでした。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">C</div>
<p>【民間参入と知的財産について】</p> <p>素案の中では、7農作物の主要農作物等で新たに民間事業者が種子生産を行う「民間活力を最大限に活用した種子供給体制の構築」について明記し、想定される事例として「一部地域でしか栽培されていない品種であるが、実需者から一定のニーズがあり、地域でその種子生産を担うことができる品種などについてはJAなどの民間事業者が生産する仕組みを構築する」と書かれている。国が今回、種子法の廃止と同時に「農業競争力強化支援法」を新たに作ったが、その中で「国は、良質かつ低廉な農業資材の供給を実現する」上で、種子については「民間事業者が行う技術開発及び新品種の育成その他種苗の生産及び供給を促進するとともに、独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進する」と明記している。素案では一部地域で栽培されて実需者からニーズがある既存の品種についてのみ、「JAなどの民間事</p>	<p>主要農作物等の優良品種のうち、一部の地域でしか栽培されていない作付面積の少ない品種の種子については、JAなどの民間事業者が生産できる仕組みの構築を検討しており、条例素案の中で「ほ場経営者において主要農作物の優良品種の種子が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該者に種子の生産を行わせることができる」としているところです。なお、その実施に当たっては、道において民間事業者が優良品種の種子を適正かつ確実に生産できることを十分に審査するとともに、その種子計画の策定や種子審査などについても、引き続き道が担うこととしており、普及すべき優良品種の種子の確保に取り組んでいく考えです。</p> <p>また、道としても、遺伝資源の流出防止は重要と考えており、引き続き、道総研などとの十分な意見交換や情報共有を通じ、適切に対処されるよう努めるとともに、現在、検討を進めている条例においても、「知的財産の保護」に関する条項を</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>業者が生産する仕組みを構築する」とし、「音更大袖」などの大豆を想定しているようだが、国の支援法は今後の良質かつ低廉な農業資材の提供を目的にしており、今ある品種を対象にしているのではない。したがって、これまで種子事業に参入していなかった民事業者が行う新品種の育成を進めることを目的に、試験研究機関が有する種苗の知見をそういった民間事業者提供するように促している。国は「国家戦略・知的戦略として民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築する」としていることから、民間事業者とはJAを指すのではなく、「〇〇〇〇」や「〇〇〇〇」など本州で種子事業に参入している民間企業を指しているのは明らかである。素案では前述のように「JAなどの民間事業者が生産する仕組みを構築する」と明記されているが、JAを想定しているのであれば「JA」だけにして「など」は削除すべきと考える。「など」の中に「〇〇〇〇」などの民間事業者が入り込んでくることは十二分に考えられる。民間企業が本州などで開発した稲はコストを下げるために、県をまたいで広範囲に作付けされている。北海道に適した寒冷地向けの稲はまだ開発されていないようだが、試験研究機関の知見を使えば、いずれ適した稲も誕生するであろう。そうすると現在のような分散した作付け体系が崩れ、栽培品種が単一化していく可能性もある。その点を踏まえて、民間事業者の参入と知的財産の保護については慎重に対応するよう求める。</p>	<p>設け、優良品種に係る知的財産権の適正な保護を図ることとしています。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-left: auto; margin-right: 0;">C</div>
<p>【ゲノム編集について】</p>	<p>現在、国において、ゲノム編集に関する事項の</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>環境省は8月にゲノム編集で品種改良した作物のうち、従来の外部から遺伝子を組み込んだ遺伝子組み換え（GM）の技術によるものでなければ、安全審査などの規制の対象外との方針を示した。既に大学などの研究機関ではゲノム編集による品種改良の試験が進んでおり、〇〇大などもアレルギー物質が少ない低アレルギー大豆の栽培に「エンレイ」と「カリユタカ」で世界で初めて成功したとの報道もある。しかし、従来のGM技術と同様に遺伝子操作が人体に及ぼす影響は分かっておらず、イギリスの研究チームもゲノム編集の技術でDNAの一部が意図せずに恐れがあることを発見し、科学誌「〇〇〇」に7月に発表した。また道内消費者の約8割がGM食品の安全性に不安を抱き、〇〇〇〇・〇大教授も「改変生物の想定外の挙動やアレルギーを招く物質の産生などのリスクが指摘されている」と述べている。北海道には「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例（GM条例）」があるが、環境省の方針を適用すればゲノム編集によるGM作物の栽培は北海道内でも可能となる。しかし道民の健康を守る上でも安全で安心できる種子の供給は道の責務だと考える。北海道食の安全・安心委員会などとも連携し、今回策定する種子条例ないしGM条例にゲノム編集による品種改良に慎重に対応する項目などを設けるよう求める。</p>	<p>検討が進められていることから、国の動きを注視してまいる考えです。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">C</div>
<p>【主要農作物の備蓄について】</p> <p>今年の道産米の作況指数は90と「不良」で、収穫量は平年を大きく下回る見通しとなった。大豆も平年より収穫量を落としており、道内の主要農</p>	<p>優良な種子の安定した供給においては種子の備蓄も重要な事項であることから、本条例の中で「備蓄」についても「種子計画の策定」の中に位置付けることとします。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>作物が軒並み不作の年となりそうである。収穫量が大幅に減ると、その分、採種や原種など種子生産に回すべき主要農作物も食用に回さざるをえなくなる。その際、種子の安定供給に欠かせないのが、毎年の備蓄である。備蓄は今年のような気象条件による不作の時ばかりでなく、万が一の災害など非常時に備えた食料安全保障であり、セーフティーネットである。また消費者や実需者の多様なニーズに応えるためにも、多様な種子の備蓄が重要な役割を果たす。素案の中では「備蓄」についてはまったく触れていないが、「種子の生産」を目的とした条例であるなら、その生産をしっかりと支える備蓄についても条例の中に明記する必要があると考える。</p>	<p style="text-align: right;">A</p>
<p>【道主催によるシンポジウム等の開催について】</p> <p>道はこれまで、素案内容の道民からの意見を聞く場として道議会、審議会を開き、現在パブリックコメントを行っている。条例制定に向けた行政的手続きとしては十分なのかもしれないが、種子条例は今後の北海道農業の行方を大きく左右する大切な条例である。今年3月に食と農に関心のある仲間と札幌市で開いた種子法廃止に関するフォーラムには250人以上の市民が集まり、10月25日に「〇〇〇〇」が主催し道農政部の皆さんを招いて急きょ開いた意見交換会にも、周知期間が2週間足らずだったにも関わらず会場がほぼ満席となる100人もの市民が来場した。条例は地方自治体の最高法規である。今回の種子条例も同様であるばかりでなく、道民の関心も非常に高いのは申し上げた通りである。条例づくりの過程は、さま</p>	<p>道では、29年4月に道や農業団体、農業試験場などで構成する「種子生産の在り方検討部会」を設置し、今後とも安定的な種子生産が可能となるよう、現行の仕組みにおける現状や課題などに関し認識を共有するとともに、役割や機能分担などについて、検討を進めてきており、30年10月までの1年7か月の間に11回にわたる検討を重ねてきたところであります。</p> <p>また、30年度については、北海道議会での議論や条例の検討に当たり有識者会議である北海道農業・農村振興審議会での3回にわたる調査審議や、種子生産に取り組む方々など、地域の声を聴くため、全道5か所での意見交換を行ったほか、農業団体等との意見交換、更には市民団体の方々とも7回にわたり意見交換を行うなどしながら認識の共有を図るとともに、10月11日から1か月間の</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>さまざまな意見を持つ道民との合意形成の場でもある。そういった道民との対話の中からよりよい条例が形づくられると考える。札幌市は現在、「町内会に関する条例」づくりを進めており、10月中旬には市主催で条例を考えるシンポジウムを市内で開き、約200人が参加して「素案」を元に活発な議論を繰り広げたと聞く。種子条例も本来は、「〇〇〇〇」のような市民団体が担当部局との意見交換会を設けるだけでなく、札幌市のように当事者自らが主催して直接道民から意見を聞く場を設けるべきだと考える。道民との合意形成を図る上でも、また道民に幅広く条例づくりの過程を知ってもらうためにも道主催によるシンポジウムなどの開催を求める。</p>	<p>パブリックコメントを行い、幅広い意見の聴取に取り組んできたところです。</p> <p>道としては今後とも、地域や団体などに対し、情報提供しながら、正しい知識の普及と理解の促進に努めてまいる考えです。</p>
<p>日頃から道民の生活の向上の為、ご尽力いただき感謝する。この度は、主要農産物種子法の廃止にあたり、北海道独自の条例づくりに取り組んでくださっていることに心から敬意をお伝えしたいと思います。私は岩見沢市の農家である。主要農産物種子法が廃止になると聞いたとき、それがどんな意味を持つのかよくわからなかったが、農家として漠然とした不安を持った。それから、独自で、仲間たちといろいろと情報を集め学んでいくうちに、これは農業だけに関わらず、この国の「食」の根幹に関わるとても重大な問題だとわかった。</p> <p>仲間たちと北海道立中央農業試験場遺伝資源部にも見学に行かせていただき、私たちが毎年手に入れている種子は、何年もかかって、多くの人たちの手を得て守られてきたものだということがわかった。</p>	<p>今後も本道農業が我が国食料の安定供給を担い、地域の基幹産業として持続的に発展していくことが求められており、本条例の制定やその運用を通じて安全で安心な農作物の安定生産の基本となる優良な種子の安定供給を実現し、本道農業に寄せられる期待に応えることができるよう取り組んでまいります。</p>

C

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>私たち農家が毎年安定した価格で優良な品質の種を手に入れることができるのは公的な機関でしっかりと開発・育成・保存されてきたからである。また、ある品種に病害が流行した場合のために原種や原原種を守っていくことも重要だとわかった。</p> <p>今年は北海道にも台風、地震と田んぼや畑にも大きな被害があった。そのようなときに公的機関がしっかりと種子を守っていなければ農業は続けていけるのか、消費者に安定した食料の供給ができるのか。</p> <p>また、TPPが発効されることで、私たち農家にどんな影響があるのか。企業から国や市町村が訴えられることもあると聞いている。私たちの共有財産である「種子」を一部の企業が独占してしまう将来が来るのではないか。</p> <p>北海道の農業を守っていかなければ、この国の安定した、安全な「食」はどうなってしまうのか、とても大きな危機感を感じている。いのちの源である、私たちの共有財産である「種子」をこれから先も守り分かち合っていける条例にさせていただけるよう、道民として、農家の一員として心から希望する。</p>	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">C</div>
<p>【条例の対象農作物について】</p> <p>北海道はその広大な耕作地をもち、我が国最大の食料供給地域としての役割を担っている。対象農産物の種子を将来に渡って生産しつづけることは北海道のみならず、我が国にとっての食料安全保障及び食料主権を守ることに必要だと考える。稲、麦類、大豆と小豆、インゲンマメ、エンドウマメ、</p>	<p>本条例は、優良な種子の安定的な生産・供給を可能とするために必要な事項を定めるものであります。</p> <p>対象とする作物は、各作物の種子の生産状況や行政の関与などを踏まえ、稲、麦、大豆に加えて、小豆、いんげん、えん豆、そばとしたところです。</p> <p>なお、馬鈴しょについては既に北海道種馬鈴し</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>ソバの7農作物のみを主要農作物等と位置付けているが、ジャガイモも対象とすべきである。</p>	<p>よ生産販売取締条例に基づき種子の生産を行っているため、条例の対象作物には含めませんでした。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">C</div>
<p>【ゲノム編集について】</p> <p>環境省は8月にゲノム編集で品種改良した作物のうち、従来の外部から遺伝子を組み込んだ遺伝子組み換え（GM）の技術によるものでなければ、安全審査などの規制の対象外との方針を示した。既に大学などの研究機関ではゲノム編集による品種改良の試験が進んでおり、〇〇大などもアレルギー物質が少ない低アレルギー大豆の栽培に「エンレイ」と「カリユタカ」で世界で初めて成功したとの報道もある。</p> <p>しかし、従来のGM技術と同様に遺伝子操作が人体に及ぼす影響は分かっておらず、イギリスの研究チームもゲノム編集の技術でDNAの一部が意図せずに恐れがあることを発見し、科学誌「〇〇〇」に7月に発表しました。また道内消費者の約8割がGM食品の安全性に不安を抱き、〇〇〇〇・〇大教授も「改変生物の想定外の挙動やアレルギーを招く物質の産生などのリスクが指摘されている」と述べている。</p> <p>北海道には「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例（GM条例）」があるが、環境省の方針を適用すればゲノム編集によるGM作物の栽培は北海道内でも可能となる。北海道の環境と市民の健康を守る上でも安全で安心できる種子の供給は道の責務だと考える。</p> <p>北海道食の安全・安心委員会などとも連携し、</p>	<p>現在、国において、ゲノム編集に関する事項の検討が進められていることから、国の動きを注視してまいる考えです。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>今回策定する種子条例ないしGM 条例にゲノム編集による品種改良に慎重に対応する項目を設けるよう求める。北海道においてゲノム編集作物・種子が規制無く生産されることになれば、問題は北海道に留まらない。わが国の食の安全への信頼を脅かすものとなる。生産地における慎重な議論と規制の制定を求める。</p>	<p style="text-align: right;">C</p>
<p>【道主催によるシンポジウム等の開催について】</p> <p>北海道主催によるシンポジウム等、市民との意見交換の場を設けることを求める。また、その意見を条例づくりに生かすことを求める。</p>	<p>道では、29年4月に道や農業団体、農業試験場などで構成する「種子生産の在り方検討部会」を設置し、今後とも安定的な種子生産が可能となるよう、現行の仕組みにおける現状や課題などに関し認識を共有するとともに、役割や機能分担などについて、検討を進めてきており、30年10月までの1年7か月の間に11回にわたる検討を重ねてきたところであります。</p> <p>また、30年度については、北海道議会での議論や条例の検討に当たり有識者会議である北海道農業・農村振興審議会での3回にわたる調査審議や、種子生産に取り組む方々など、地域の声を聴くため、全道5か所での意見交換を行ったほか、農業団体等との意見交換、更には市民団体の方々とも7回にわたり意見交換を行うなどしながら認識の共有を図るとともに、10月11日から1か月間のパブリックコメントを行い、幅広い意見の聴取に取り組んできたところです。</p> <p>道としては今後とも、地域や団体などに対し、情報提供しながら、正しい知識の普及と理解の促進に努めてまいる考えです。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>【その他】</p>	<p>道は、今後とも北海道が我が国の食料の安定供</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>国へ、主要農作物種子法を復活させ、地方自治体条例等の取り組みを支援するよう求める意見書の提出を求める。</p>	<p>給を担うとともに、本道の農業が地域の基幹産業として持続的に発展していくことが求められていることから、主要農作物等の安定的な供給や品質の確保を実現するため、本条例の制定に取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>《〇〇さんの意見を引用して》</p> <p>この方の文を読ませて頂き激しく賛同した。私も…北海道の大地に根付いた作物、また種子を守る為何をして良いかわからず、パブリックコメントもどう書いて良いかわからず悩んでいた。この意見に賛同します！というのも市民として一意見だと思い送付させていただく。日本が、北海道が…昔の先祖から引き継いで来たこの大地、そして種子、作物。これを企業の利益のために全く違うものになってしまっって何十年も後に体を壊すことにでもなったら後悔してもしきれない。</p>	<p>今後も本道農業が我が国食料の安定供給を担い、地域の基幹産業として持続的に発展していくことが求められており、本条例の制定やその運用を通じて安全で安心な農作物の安定生産の基本となる優良な種子の安定供給を実現し、本道農業に寄せられる期待に応えることができるよう取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>下記のとおり意見を提出する。よろしくお願ひする。</p> <p>1. 条例の制定について</p> <p>農業の基盤となる種子について、優良品種が貴重な財産であることや種子生産に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを条例で示すことは、今後の北海道農業の持続的発展を目指す上で大変意義があることと考える。</p>	<p>今後も本道農業が我が国の食料の安定供給を担うとともに、地域の基幹産業として持続的に発展していくためには、国民の食生活を支える農作物の将来にわたっての安定的な供給、消費者ニーズに対応した食味や品質、収量などに優れた品種の育成、農作物の供給を支える優良な種子の安定的な生産などが不可欠となっています。</p> <p>それらの実現のためには、主要農作物等のうち、普及すべき品種を優良品種として認定する制度や安定的な原種及び原原種の生産、ほ場や生産物の審査、知的財産の適正な保護を図ること等について、道、品種育成者、種子生産者及び関係機関等が、それぞれの役割を認識し、一体となって取り</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
	<p>組んでいかなければならないと考えています。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>2. 原種等の備蓄について</p> <p>制定の趣旨には「農作物の供給を支える優良な種子の安定的な生産などが不可欠」とあるが、それには優良な種子の元となる原種及び原原種の安定供給が重要となる。このため、原種等の備蓄を行い、計画的に優良な種子を供給する必要がある。しかしながら、素案では種子の「備蓄」に関する直接的な言及はない。「(9)主要農作物の原種及び原原種の生産」に備蓄も含まれているのか。</p>	<p>優良な種子の安定した供給においては種子の備蓄も重要な事項であることから、本条例の中で「備蓄」についても「種子計画の策定」の中に位置付けることとします。</p> <p style="text-align: right;">A</p>
<p>3. 語句の定義について</p> <p>種子生産者、関係機関とは具体的にどのような組織等を想定しているのか。また、(9)ではじめて主要農作物が「稲、大麦、小麦、大豆」であり、「小豆、いんげん、えん豆及びそば」とは区別するなど、分かりにくい内容となっている。「北海道食の安心・安全条例」では、(定義)として、第2条で用語の意義を記載し、道民にもわかりやすい条例となっている。この条例でも、こうした定義の条を設け記載すべきと考えますがいかがでしょうか。</p>	<p>種子生産者、関係機関とは、パブリックコメント説明資料の9ページの「北海道における主要農作物等の種子生産に関する実施体制」にお示ししたとおり、道総研、農業者、ホクレン、特産農作物種苗協会、十勝農協連、JA、水稻採種組合を想定しています。</p> <p>なお、本条例の条文については、分かりやすい内容となるよう、用語の定義を記載したいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>4. (4)品種育成者の責務について</p> <p>「種子生産者が安定的に優良種子を生産するために必要な種子の提供」とあるが、これは従前どおり原原種生産に使用する「育種家種子」の提供であるとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>なお、品種育成者による育種家種子の提供については、主要農作物・主要畑作物種子生産審査実施事務取扱要領の原種ほ及び原原種ほの設置基準において、道設置原種ほ・原原種ほに対し、「原則として無償で、育成者等から健全な育種家種子が確実に提供されること。」と規定しているところです。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※	
<p>北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例（仮称）に対する道民意見を提出する。種子法の廃止を受け、北海道でも主要作物等の種子の生産に関する条例が制定されることに、消費者としてもうれしく思う。素案では、規定する種子の範囲として、小豆、いんげん、えん豆およびそばが追加規定されたことには北海道としての前向きな姿勢を感じた。しかし、これで、北海道の農業および私たちの食が守られるのだろうかという強い不安も感じている。本条例の目的を北海道農業における主要農作物としてとらえ、私たちの食を守る観点から以下を要望します以下の事を要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規定する種子の対象を、馬鈴しょ、たまねぎ、輪作にかかせない甜菜さらには、北海道の基幹産業のひとつである酪農を支える牧草の種子等も加えていただきたい。 	<p>本条例は、優良な種子の安定的な生産・供給を可能とするために必要な事項を定めるものであります。</p> <p>対象とする作物は、各作物の種子の生産状況や行政の関与などを踏まえ、稲、麦、大豆に加えて、小豆、いんげん、えん豆、そばとしたところです。</p> <p>なお、馬鈴しょについては既に北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例に基づき種子の生産を行っているとともに、野菜及びてん菜、牧草などについては既に民間事業者による種子の生産体制が確立されている状況です。</p>	E
<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子組み換え技術やゲノム編集技術による農作物が開発されているが、人為的に遺伝子を操作された種子で生産された農作物が北海道で生産されていないように定めていただきたい。 	<p>本道では遺伝子組換え作物の栽培に関し、「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」を制定しており、知事の許可なく開放系一般栽培を禁ずるなど厳格なルールの下、その適切な運用に努めているところです。</p> <p>なお、現在、国において、ゲノム編集に関する事項の検討が進められていることから、道では国の動きを注視してまいる考えです。</p>	C
<ul style="list-style-type: none"> ・収量が多い、病害虫に強い、味が良い、などの優良品種だけでなく、在来種などの保存にも力を入れ、今後おこるであろう急激な気候変動や病害虫の発生に備えていただきたい。 	<p>今後も本道農業が我が国食料の安定供給を担い、地域の基幹産業として持続的に発展していくことが求められており、本条例の制定やその運用を通じて安全で安心な農作物の安定生産の基本と</p>	C

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>先日のブラックアウトは記憶に新しいところである。企業に種子の生産開発をゆだねた場合、農業の分野でもブラックアウトのような事象、例えば、アイルランドで起きた単一品種に依存した結果生じたジャガイモ飢饉のようなことが起きないとは言えなくなるのではないかと不安に思っている。本条例で、種子の開発、生産、保存を行政が責任を持って保証し、農業および食を守り、未来につなげていただきたいと思います。深刻な温暖化や窒素やリンなど農業資材を含む資源不足など様々な問題が地球規模でおきている。絶対に安全と言われた原子力発電でも事故が起きた。想定外でしたなどということがないように、北海道に万全な対応を期待している。</p>	<p>なる優良な種子の安定供給を実現し、本道農業に寄せられる期待に応えることができるよう取り組んでまいります。</p>
<p>道民にとって大切な条例を作ってくださいという皆様のご努力に感謝。以下に、私の意見を申し述べる。【農家の自家採種の権利について】</p> <p>本素案には、農家の自家採種の権利についての条文がない。けれど、「優良品種とその優良な種子」がそうであるように、「在来種」と呼ばれ、各地域の実際の圃場で農家による自家採種と播種の繰り返しを通じて、栽培されつつ守られている名も無い（*）品種もまた、地域の土壌特性や近年の気象条件を記憶した「本道の貴重な財産」である。そうした品種の種子をジーンバンクで保存するだけでなく、実際の農地で栽培し続けることは重要である。（* 元は名があったものでも、自家採種することにより、その品種名は流通時に使えなくなると伺っている。）「農場で保存されている種子その他の繁殖性の素材」の「保存、利</p>	<p>道では、地域で栽培されてきた作物についても、優良な品種を決定するための試験を経て、基準を満たした場合には、優良品種として認定し、その種子の生産及び普及に努めてきたところであり、そうした点も含め、引き続き優良品種制度の的確な運用に努めてまいります。</p> <p>また、北海道食の安全・安心基本計画において、地産地消の推進の中で、地域の食資源を活かした取組について推進しているところであり、そうしたことも踏まえ、適切に対応してまいる考えです。</p> <p>さらに、自家増殖については、種苗法第21条第2項において、農業を営む者が育成者権者から譲り受けた登録品種の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いる場合には、育成者権の効力は、その更に用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収</p>

C

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>用、交換等の権利」は、我が国が批准している食料・農業植物遺伝資源条約でも保証されているものである。素案に盛り込まれている、種苗法に基づいた、優良品種とその種子の適切な保護ももちろん重要である。また、種苗法が、登録されていない品種や、登録期限の切れた品種の自家採種を禁じていないことも理解している。だが、登録品種という枠に入らないながら、たとえ小規模でも実需者に求められて実際に農家で自家採種により栽培されている品種も、流通時に圧倒的な不利のある現在の状況では、積極的に支援する仕組みが無ければ多くは衰退してしまうかもしれない。品種の多様性を担保し「本道農業の持続的発展」を更に確かなものにするため、農家の自家採種と、自家採種で栽培される品種を支援する仕組みを作ってほしい。</p>	<p>穫物に係る加工品に及ばないと規定されているところでは。</p>
<p>【ゲノム編集等の遺伝子操作への対応について】</p> <p>環境省は8月に、従来の外部から遺伝子を組み込んだ遺伝子組換え(GM)の技術によるものでなければ、安全審査などの規制の対象外との方針を示した。これによれば、RNA 改変や CRISPR-Cas9 を用いたゲノム編集は、GM には当たらないことになり、「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」を持つ本道においても、栽培可能となる。今年10月の「〇〇〇〇」の質問状に対する農政部の回答では、「ゲノム編集については国の動きを注視していく」とされている。</p> <p>しかし、歴史を振り返れば「国の判断」がいつも正しいとは残念ながら言えず、何より先端的な問題については、専門家の間でも見解が異なるもの</p>	<p>現在、国において、ゲノム編集に関する事項の検討が進められていることから、国の動きを注視してまいる考えです。</p>

C

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>である。既に、海外の研究者により、ゲノム編集・RNA 改変でも、異常なたんぱく質の発生や、DNA の意図しない部位へのダメージが指摘されている。道民の健康を守る責務を有する道として、安全側の視点にたち、積極的に独自の判断をお示しになる様求める。北海道食の安全・安心委員会などとも連携し、今回策定される種子生産条例または GM 条例に、これらの技術の北海道で守り育てられてきた優良品種及び在来種への応用に、慎重に対応することを記す条文を加えてほしい。</p>	<p style="text-align: right;">C</p>
<p>【ゲノム編集作物や、不稔化された GM 作物の道内栽培への対応について】</p> <p>「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例（GM 条例）」では、交雑の防止は担保されているが、ゲノム編集された品種や、不稔化された GM 品種等が道内での試験栽培等を認可される恐れは消えない。だが、ゲノム編集作物だけでなく、不稔化された品種も、時には稔性が復活する場合がある。本道農業の拠って立つ環境を守り、「食品加工業、観光業その他の産業と強く結びついた地域の基幹産業としての、本道農業の持続的発展」を担保するために、今回策定される条例ないし GM 条例に、上記の様な品種の道内における栽培に慎重に対処することを記す条文を加えてほしい。</p>	<p>本道では遺伝子組換え作物の栽培に関し、「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」を制定しており、知事の許可なく開放系一般栽培を禁ずるなど厳格なルールの下、その適切な運用に努めているところです。</p> <p>なお、現在、国において、ゲノム編集に関する事項の検討が進められていることから、道では国の動きを注視してまいる考えです。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>【民間参入と知的財産について】</p> <p>国は種子法の廃止と共に「農業競争力強化支援法」を作り、その中で「民間事業者が行う技術開発及び新品種の育成その他種苗の生産及び供給を促進するとともに、独立行政法人の試験研究機関</p>	<p>主要農作物等の優良品種のうち、一部の地域でしか栽培されていない作付面積の少ない品種の種子については、JA などの民間事業者が生産できる仕組みの構築を検討しており、条例素案の中で「ほ場経営者において主要農作物の優良品種の種子が</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進する」としている。この法律における「民間事業者」は、JAなどの主に農業者による組合だけでなく、これまで北海道の種子事業に参入していなかった、外資や「〇〇〇〇」「〇〇〇〇〇」等を含む巨大企業を除外していない。北海道に適した寒冷地向けの稲はまだ開発されていないようだが、道総研等の知見を使えば、いずれそうした稲も誕生するであろう。企業はコストを下げるため、利益に繋がる同一品種を広範囲に作付けする傾向にある。そうなれば現在の様な分散した作付け体制が崩れ、栽培品種が単一化していく恐れもある。そうした点を踏まえ、道内における栽培品種の多様性が十分に守られる様、民間事業者の参入と知的財産の保護については慎重に対応するよう求める。</p>	<p>適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該者に種子の生産を行わせることができる」とこととしているところです。なお、その実施に当たっては、道において民間事業者が優良品種の種子を適正かつ確実に生産できることを十分に審査するとともに、その種子計画の策定や種子審査などについても、引き続き道が担うこととしており、普及すべき優良品種の種子の確保に取り組んでいく考えです。</p> <p>また、道としても、遺伝資源の流出防止は重要と考えており、引き続き、道総研などとの十分な意見交換や情報共有を通じ、適切に対処されるよう努めるとともに、現在、検討を進めている条例においても、「知的財産の保護」に関する条項を設け、優良品種に係る知的財産権の適正な保護を図ることとしています。</p>
<p>【備蓄体制について】</p> <p>近年の異常気象による災害、また、つい先日の台風に続く震災・停電がもたらした、道内農業への打撃を思い、震撼している。主要農作物等の優良種子の生産だけでなく、災害に備えた備蓄の体制を整えてほしい。</p>	<p>優良な種子の安定した供給においては種子の備蓄も重要な事項であることから、本条例の中で「備蓄」についても「種子計画の策定」の中に位置付けることとします。</p>
<p>【「主要農作物等」に含まれる作物について】</p> <p>「主要農作物等」に、道内で広く栽培されている重要な作物である、馬鈴薯・甜菜・玉ねぎを加えてほしい。</p>	<p>本条例は、優良な種子の安定的な生産・供給を可能とするために必要な事項を定めるものであります。</p> <p>対象とする作物は、各作物の種子の生産状況や行政の関与などを踏まえ、稲、麦、大豆に加えて、小豆、いんげん、えん豆、そばとしたところです。</p>

C

A

意見の概要	意見に対する道の考え方※
	<p>なお、馬鈴しょについては既に北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例に基づき種子の生産を行っているとともに、野菜及びてん菜、牧草などについては既に民間事業者による種子の生産体制が確立されている状況です。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>【道主催のシンポジウム等の開催について】</p> <p>今回策定されようとしている条例は、今後の北海道にとって大変重要なものである。農業農村振興審議会とその部会による審議だけでなく、広く道民の意見を聴く機会を設けることを望む。そのために是非、各地域で道主催のシンポジウム等を開催してほしい。</p>	<p>道では、29年4月に道や農業団体、農業試験場などで構成する「種子生産の在り方検討部会」を設置し、今後とも安定的な種子生産が可能となるよう、現行の仕組みにおける現状や課題などに関し認識を共有するとともに、役割や機能分担などについて、検討を進めてきており、30年10月までの1年7か月の間に11回にわたる検討を重ねてきたところであります。</p> <p>また、30年度については、北海道議会での議論や条例の検討に当たり有識者会議である北海道農業・農村振興審議会での3回にわたる調査審議や、種子生産に取り組む方々など、地域の声を聴くため、全道5か所での意見交換を行ったほか、農業団体等との意見交換、更には市民団体の方々とも7回にわたり意見交換を行うなどしながら認識の共有を図るとともに、10月11日から1か月間のパブリックコメントを行い、幅広い意見の聴取に取り組んできたところです。</p> <p>道としては今後とも、地域や団体などに対し、情報提供しながら、正しい知識の普及と理解の促進に努めてまいる考えです。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>パブリックコメント参考資料4ページの「廃止の趣旨」に、『民間の品種開発意欲を阻害してい</p>	<p>条例の中で「品種育成者の責務」として、主要農作物等の安定的な供給及び品質の確保に資する</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>る』ことが理由で廃止した。とある。そのため、同ページの「種子生産の仕組み」の『品種開発』の点線で囲われている●国の研究機関●地方公共団体●民間企業の内、公的機関である国、地方公共団体の2者の品種開発の予算・体制が将来、縮小、廃止となるのではないかと危惧を抱いている。については、理念を強調する前文において（2ページ：1. 制定の趣旨）『従来より努められている国の研究機関・地方公共団体・民間企業等の品種開発体制の維持・継続により開発された』普及すべき品種を～と、趣旨の11段目の文章に加えることを希望する。</p>	<p>品種の育成に努めることを位置付けることとしています。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 40px; float: right; margin-top: 10px;">C</div>
<p>種子法廃止が、今後の農業と食にどう影響を与えていくのか、一消費者の立場として心配していた。そんな中、北海道で、それを補完する新しい条例を作る動きが出てきたので、うれしく思う反面、やはりそうやって守っていかなければならないほど、法律廃止の影響が大きいのだとあらためて実感した。以下は、条例の素案を見て、また先日「〇〇〇〇」主催の意見交換会でお話を伺った上での意見である。</p> <p>1、対象農作物について</p> <p>条例案の趣旨には、「今後とも北海道が我が国の食料の安定供給を担う」とともに、北海道農業が「地域の基幹産業として持続的に発展していくことが求められて」いるとある。小豆、そばなどが対象に含められたのは朗報であるが、これらが目的であるならば、北海道の農業の特徴である「輪作」や「酪農」を支えていくために、対象を広げていただきたいと思う。例えば全体に占める作付</p>	<p>本条例は、優良な種子の安定的な生産・供給を可能とするために必要な事項を定めるものであります。</p> <p>対象とする作物は、各作物の種子の生産状況や行政の関与などを踏まえ、稲、麦、大豆に加えて、小豆、いんげん、えん豆、そばとしたところです。</p> <p>なお、馬鈴しょについては既に北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例に基づき種子の生産を行っているとともに、野菜及びてん菜、牧草などについては既に民間事業者による種子の生産体制が確立されている状況です。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>け割合の高い馬鈴薯は、道としての関わりがない、またほかの条例で守られている、とのことであったが、原種生産については条項を設けて、積極的に種子を保護する形をとっていただきたい。また、少なくとも、輪作を支えている作物と牧草・飼料については、何らかの条項で保護していただきたいと思う。</p>	<p style="text-align: right;">C</p>
<p>2、在来種の保護について</p> <p>農政部の方のお話だと、収量・品質の面で高く、病虫害に強く、栽培しやすい優良品種については引き続き奨励していきたいとのことであった。しかし、現在の条件で優良であるということは、逆に急激な気候変化や病虫害の発生に対しては弱いとも言える。栽培しづらく収量も少ないため担い手不足で失われていく希少種が、救世主になることもあるのではないだろうか。将来を見据え、生物多様性の観点からも、綿々と受け継がれてきた原種にちかい作物を残しておく手立てを、ぜひ取っていただきたいと思う。在来種・希少種を栽培する農家や、自家栽培の種子を守るため、知的財産の保護や財政上の措置の中に、在来種保護の視点を含めていただきたい。</p>	<p>道では、地域で栽培されてきた作物についても、優良な品種を決定するための試験を経て、基準を満たした場合には、優良品種として認定し、その種子の生産及び普及に努めてきたところであり、そうした点も含め、引き続き優良品種制度の的確な運用に努めてまいります。</p> <p>また、北海道食の安全・安心基本計画において、地産地消の推進の中で、地域の食資源を活かした取組について推進しているところであり、そうしたことも踏まえ、適切に対応してまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>3、民間参入について</p> <p>「北海道の気候は他と違い、儲からないから一般企業は入り込まない。農家も協力すると思えない」。意見交換会の際、民間への知見流出を心配する声に対して、そのような回答があったが、本当にそうであろうか。気候変動は想定外に進んでいるし、遺伝子操作を含め、技術も想像を超える速さで進歩している。北海道こそがビジネスチャ</p>	<p>主要農作物等の優良品種のうち、一部の地域でしか栽培されていない作付面積の少ない品種の種子については、JAなどの民間事業者が生産できる仕組みの構築を検討しており、条例素案の中で「ほ場経営者において主要農作物の優良品種の種子が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該者に種子の生産を行わせることができる」としているところです。なお、その実施に当</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>ンス！と捉える企業が必ず出てくると思われる。さらに、条件が良ければ試験栽培をやっても良いという農家、またはやらざるを得ない状況に追い込まれる農家が現れても不思議ではない。海外で種子を企業に乗っ取られた農家の悲惨な例を見るにつけ、「種子」を制することは世界を制することになる、というのはこれからの常識になりそうである。一般企業は入り込まないという前提ではなく、参入した場合を想定し、北海道農業を守っていくために必要な条項を入れていただきたいと思う。最後に、いろいろな形で、農業者、消費者それぞれの多くの意見を取り上げていくことで、北海道らしい、日本の食を守る気概にあふれる条例ができることを願ってやまない。</p>	<p>たつては、道において民間事業者が優良品種の種子を適正かつ確実に生産できることを十分に審査するとともに、その種子計画の策定や種子審査などについても、引き続き道が担うこととしており、普及すべき優良品種の種子の確保に取り組んでいく考えです。</p>
<p>条例の制定に感謝を表す。以下の4点について、再度の検討をお願い致します。</p> <p>1 条例を制定する際の、出発点について</p> <p>そもそも「主要農産物種子法」廃止は「農業競争力強化」のもと、いかに「民間（活力）」を種子市場に参入させることが目的であり、私たち国民・道民のためではないことを念頭に、内容を制定して頂きたい。つまり一部民間への利益の流出をいかに防ぎ、私たちが培ってきた食、文化ひいては我々の利益を守るかという立場を貫いて頂くことを深く希望する。</p>	<p>主要農作物等の優良品種のうち、一部の地域でしか栽培されていない作付面積の少ない品種の種子については、JAなどの民間事業者が生産できる仕組みの構築を検討しており、条例素案の中で「ほ場経営者において主要農作物の優良品種の種子が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該者に種子の生産を行わせることができる」としているところです。なお、その実施に当たっては、道において民間事業者が優良品種の種子を適正かつ確実に生産できることを十分に審査するとともに、その種子計画の策定や種子審査などについても、引き続き道が担うこととしており、普及すべき優良品種の種子の確保に取り組んでいく考えです。</p>
<p>2 条例制定の日程について</p>	<p>道では、29年4月に道や農業団体、農業試験場</p>

C

C

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>この重要な条例は123回目の審議会後、今年度にも成立されると聴いている。第一回目の審議会に出席したが、この条例は私たち道民に様々な点で影響を及ぼし、内容によっては北海道の未来がかかっていると認識した。そのような重要な条例を、このような短時間で、また一部の有識者だけで決めてしまっているのだろうか？条例制定の計画日程を延長し、将来に禍根を残すことのないよう、幅広い意見を取り入れ、時間をかけた深い議論をお願いします。</p>	<p>などで構成する「種子生産の在り方検討部会」を設置し、今後とも安定的な種子生産が可能となるよう、現行の仕組みにおける現状や課題などに関し認識を共有するとともに、役割や機能分担などについて、検討を進めてきており、30年10月までの1年7か月の間に11回にわたる検討を重ねてきたところであります。</p> <p>また、30年度については、北海道議会での議論や条例の検討に当たり有識者会議である北海道農業・農村振興審議会での3回にわたる調査審議や、種子生産に取り組む方々など、地域の声を聴くため、全道5か所での意見交換を行ったほか、農業団体等との意見交換、更には市民団体の方々とも7回にわたり意見交換を行うなどしながら認識の共有を図るとともに、10月11日から1か月間のパブリックコメントを行い、幅広い意見の聴取に取り組んできたところです。</p> <p>道としては今後とも、地域や団体などに対し、情報提供しながら、正しい知識の普及と理解の促進に努めてまいる考えです。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">C</div>
<p>3 知的財産権の保護について</p> <p>海外との関係について「我が国で育成された品種の種苗が海外に流出する事例がみられることから、農産物の輸出や海外での栽培が想定される品種について、海外での無断増殖を防ぐため、必要に応じて海外品種登録を推進する」とされているが、これだけでは「想定外」事項に対処できない。国際法の専門家などの意見も取り入れ、以下①、②のような事態も「想定」した内容にしてほしい。</p>	<p>道総研農業研究本部では、種子などの遺伝資源の外部への提供については、「植物遺伝資源提供要領」を定め、これに基づき、使用目的や提供先を試験研究用途等に限定してきたところであり、さらには、提供した遺伝資源について第三者への譲渡や使用を禁止する等の措置をとっているところです。</p> <p>道としては、遺伝資源の流出防止は重要と考えており、引き続き、道総研などとの十分な意見交</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>①もうすぐ始まるTPPではISDS条項がどのような影響を及ぼすか予想できない。もしくはアメリカ合衆国からTPP以上と迫られているFTAでは、国内法もしくは国内の条例が骨抜きされる条項が盛り込まれないとも限らない。</p> <p>ISDS条項については既に、外国企業が相手国の政府を訴え、その多くが外国企業の勝訴という結果が出ている。</p> <p>②条例に記載されている道の連携相手である品種育成者、種子生産者及び関係機関等は〇〇〇〇や農協が「想定」されているが、この「想定」されている団体が他民間団体（海外団体含む）の傘下に入った場合。</p>	<p>換や情報共有を通じ、適切に対処されるよう努めるとともに、現在、検討を進めている条例においても、「知的財産の保護」に関する条項を設け、優良品種に係る知的財産権の適正な保護を図ることとしています。</p>
<p>4 主要農作物種類と知的財産権で保護される種類</p> <p>「種子法」が廃止されたということは、これまでの「主要農作物」という縛りに捕らわれる必要がなくなったということと考える。これを機に今回の条例を、「主要農作物」にこだわらず、北海道で作付けされている幅広い作物の種子を安定的に供給するための条例にすることを要望する。また、その知的財産の保護について、上記「3」を踏まえて確実に保護されるような内容の制定をお願いする。</p>	<p>本条例は、優良な種子の安定的な生産・供給を可能とするために必要な事項を定めるものであります。</p> <p>対象とする作物は、各作物の種子の生産状況や行政の関与などを踏まえ、稲、麦、大豆に加えて、小豆、いんげん、えん豆、そばとしたところです。</p> <p>なお、馬鈴しょについては既に北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例に基づき種子の生産を行っているとともに、野菜及びてん菜、牧草などについては既に民間事業者による種子の生産体制が確立されている状況です。</p>
<p>私は種子法というものを昨年まで良く分からなかったが、改めてデメリットもあるにせよ、私達は守られてきたのだと実感した。が、今政府に未来を根こそぎ摘まれた心境である。それにあたり道が新しい条例を作るときき、とても誇らしい気</p>	<p>主要農作物等の優良品種のうち、一部の地域でしか栽培されていない作付面積の少ない品種の種子については、JAなどの民間事業者が生産できる仕組みの構築を検討しており、条例素案の中で「ほ場経営者において主要農作物の優良品種の種子が</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>持である。ただ資料を読み込むと不安な部分もでてきた。中でも「民間による種子供給・・・」についてであり、現在のところはJA等信頼できる民間となっているが、将来的に他の民間企業に委ねられるということはないのだろうか？道の方に伺うと「民間は儲からないことはしないから大丈夫」という論理であるが、牛乳の〇〇〇のような例もあり、「絶対ない」が通じないのではないのでしょうか？国内企業ならまだしも。今後TPPやTAGによって米国企業の参入も考えられる。TAGは『物』に限定されているが、「物」に結びつけた予想も付かない訴訟をおこすのはグローバル企業の常套手段である。道の考えは甘すぎる！民間が全てダメということではないが、種子は一度手を離したら戻ってこない。守るべき部分はきちんと守れるように、もっと慎重に仕組みを作っていただきたく願います。私には家族がいる。子供たち（未来の）孫たちが大人になった時に北海道の農産物を口にすることができない（価格が高騰して買えないとか生産されていないなど・・・）ということになってほしくはない。いつまでも安全な食物を安定した価格で食べ続けられるように・・・。目先の体裁を整える行政ではなく、真に未来を思いやれる行政であってほしいと思っている。</p>	<p>適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該者に種子の生産を行わせることができる」とこととしているところです。なお、その実施に当たっては、道において民間事業者が優良品種の種子を適正かつ確実に生産できることを十分に審査するとともに、その種子計画の策定や種子審査などについても、引き続き道が担うこととしており、普及すべき優良品種の種子の確保に取り組んでいく考えです。</p>
<p>優良品種の種子の安定的な生産を推進するため、必要な予算を確保するよう講じられたい（主要畑作物種子についても必要な予算を確保し、しっかり取組み願いたい）</p>	<p>これまでも、主要農作物等の優良な種子の安定生産を図るため、「優良品種の認定」や「原種・原原種ほの設置」、「種子の審査」などに要する必要な予算を措置してきたところです。</p> <p>条例において、「財政上の措置」に関する規定</p>

C

意見の概要	意見に対する道の考え方※
	<p>を盛り込む考えであり、今後とも、国に対して、地方交付税措置が継続されるよう求めるとともに、必要な予算の確保に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>今年の平昌オリンピック女子カーリングチームのもぐもぐタイムに韓国のイチゴがあった。見るからに大きくて赤くて美味しそうであった。噂によれば、日本のブランドの種が国外に持ち出されたとか。噂の真偽のほどはわからないが、種子法が廃止されたことで、このように国内の種の流出、外国大手種苗メーカーによる支配、その他遺伝子組み換え品種の流入等が起こるのではないかと不安に感じている。今回、新潟、兵庫、埼玉に続いて北海道でも主要作物等の種子の生産に関する条例が制定されるということで、食糧基地北海道では当然のことと思う一方で、これで北海道農業を守ることができるのでは、と期待を寄せている。</p> <p>できれば、対象とする種子の範囲を広げ、ジャガイモ、玉ねぎほか北海道には欠かせない酪農業を支える牧草の種子等も規定する種子に加えていただきたいと思っている。昨今は、ありえないことが度々起こり、私たちを驚かせる。未曾有の大地震、台風直撃、地球温暖化に伴う異常気象等。安全にかかわる商品のデータ改ざん、絶対に安全と言われた原子力発電でも事故はあった。取り返しのつかない何か事が起きた後で「想定外でした。」などの言い訳は通用しない。北海道に万全な対応を期待している。</p>	<p>本条例は、優良な種子の安定的な生産・供給を可能とするために必要な事項を定めるものであります。</p> <p>対象とする作物は、各作物の種子の生産状況や行政の関与などを踏まえ、稲、麦、大豆に加えて、小豆、いんげん、えん豆、そばとしたところです。</p> <p>なお、馬鈴しょについては既に北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例に基づき種子の生産を行っているとともに、野菜及びてん菜、牧草などについては既に民間事業者による種子の生産体制が確立されている状況です。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>北海道の農業は、安定的に安心、安全な食料を提供することが、北海道を発展させていくことだ</p>	<p>主要農作物種子法は、主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、優良な品種を決</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>と思う。グローバルな時代になっても、日本人には日本の食材、食料が大切だと思う。北海道には北海道にあった郷土の環境にあった、食料の安定供給と先人の知恵や知識が今後も引き継がれていくような体制が重要だと思う。条例が今までの種子法と同じような効力があるものになることをのぞむ。けっして、遺伝資源の種子の保管や種子の製造を外資の民間に委託することがないように監視をしていただきたい。</p>	<p>定するための試験、原種及び原原種の生産、ほ場審査・生産物審査等を行うことについて、都道府県に義務付けていた法律です。</p> <p>本道農業は今後も我が国食料の安定供給を担い、地域の基幹産業として持続的に発展していくことが求められており、本条例の制定やその運用を通じて安全で安心な農作物の安定生産の基本となる優良な種子の安定供給を実現し、本道農業に寄せられる期待に応えることができるよう取り組んでまいります。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">C</div>
<p>過日、10月25日の、「〇〇〇〇」主催のフォーラムに出席した者である。以下、「〇〇〇〇」のコメントのコピーで申し訳ないが、私の申し上げたいことが網羅されているので、取り急ぎ私どもの意見として、お送り申し上げます。</p> <p>【主要農作物の備蓄について】</p> <p>今年の道産米の作況指数は90と「不良」で、収穫量は平年を大きく下回る見通しとなった。大豆も平年より収穫量を落としており、道内の主要農作物が軒並み不作の年となりそうである。収穫量が大幅に減ると、その分、採種や原種など種子生産に回すべき主要農作物も食用に回さざるをえなくなる。その際、種子の安定供給に欠かせないのが、毎年の備蓄である。備蓄は今年のような気象条件による不作の時ばかりでなく、万が一の災害などに備えたセーフティネットであり、また消費者や実需者の多様なニーズに応えるためにも重要な役割を果たす。「種子の生産」を目的とした条例であるなら、その生産をしっかりと支える備</p>	<p>優良な種子の安定した供給においては種子の備蓄も重要な事項であることから、本条例の中で「備蓄」についても「種子計画の策定」の中に位置付けることとします。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
蓄についても条例の中に明記する必要があると考える。	A
<p>【道主催によるシンポジウム等の開催について】</p> <p>道はこれまで、素案内容の道民からの意見を聞く場として道議会、審議会を開き、現在パブリックコメントを行っている。条例制定に向けた行政的手続きとしては十分なのかもしれないが、種子条例は今後の北海道農業の行方を大きく左右する大切な条例である。今年3月に食と農に関心のある仲間と札幌市で開いた種子法廃止に関するフォーラムには250人以上の市民が集まり、10月25日に「〇〇〇〇」が主催し道農政部の皆さんを招いて急きょ開いた意見交換会にも、周知期間が2週間足らずだったにも関わらず会場がほぼ満席となる100人もの市民が来場した。</p> <p>条例は地方自治体の最高法規である。今回の種子条例も同様であるばかりでなく、道民の関心も非常に高いのは申し上げた通りである。条例づくりの過程は、さまざまな意見を持つ道民との合意形成の場でもある。そういった道民との対話の中からよりよい条例が形づくられると考える。札幌市は現在、「町内会に関する条例」づくりを進めており、10月中旬には市主催で条例を考えるシンポジウムを市内で開き、約200人が参加して「素案」を元に活発な議論を繰り広げたと聞く。</p> <p>種子条例も本来は、「〇〇〇〇」のような市民団体が担当部局との意見交換会を設けるだけでなく、札幌市のように当事者自らが主催して直接道民から意見を聞く場を設けるべきだと考える。道民との合意形成を図る上でも、また道民に幅広く</p>	<p>道では、29年4月に道や農業団体、農業試験場などで構成する「種子生産の在り方検討部会」を設置し、今後とも安定的な種子生産が可能となるよう、現行の仕組みにおける現状や課題などに関し認識を共有するとともに、役割や機能分担などについて、検討を進めてきており、30年10月までの1年7か月の間に11回にわたる検討を重ねてきたところであります。</p> <p>また、30年度については、北海道議会での議論や条例の検討に当たり有識者会議である北海道農業・農村振興審議会での3回にわたる調査審議や、種子生産に取り組む方々など、地域の声を聴くため、全道5か所での意見交換を行ったほか、農業団体等との意見交換、更には市民団体の方々とも7回にわたり意見交換を行うなどしながら認識の共有を図るとともに、10月11日から1か月間のパブリックコメントを行い、幅広い意見の聴取に取り組んできたところです。</p> <p>道としては今後とも、地域や団体などに対し、情報提供しながら、正しい知識の普及と理解の促進に努めてまいる考えです。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>条例づくりの過程を知ってもらうためにも道主催によるシンポジウムなどの開催を求める。</p> <p>==== ここまでコピー</p> <p>私が先日のフォーラムに参加して感じたのは、種子法廃止や種苗法改定に、少なからぬ興味を持って国会論議を見守りながら、一連の国の動きに反対の声をあげ、それなりに「勉強」していた筈の私でも、あのフォーラムでは問題点が分かりにくく、道独自の条令と、もう決まってしまった法との関連も十分に説明されたとは考えにくいということであった。道の独自の条令制定の動きは大変ありがたく、期待も大きいのだが、国の法の制定自体があまりにも拙速で、国民(道民)の多くは、今後の自分達の食生活にどのように関わって来るのか、殆ど分かっていない中、北海道条令制定にあたっては、道民への“丁寧な説明”…国がやってくれないことですが…が、不可欠と感じる。正直、パブコメを独自で書き上げる方もそう多いとは思えない。どうか、今後も何度かの、札幌圏に限らない、道主催の説明会を開催するよう、切に願います。</p> <p>十勝、空知等々、農業従事者の多い地区で開催回数を多くして、農業者が直接「農家の声」を、札幌圏等の消費者に届けられるような、(分かりやすい)資料提供なども提示して下さいれば、より広く道民への衆知もはかられて、意見も多く出てくるのではないかと思える。</p> <p>現行法が抱える問題点を露にし、そして少しでも今後の農業や食のリスク回避する為の、自治体条令作りの知恵を、北海道発で全国に広げるよう、</p>	

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>私達消費者も自分のこととして取り組むので、知事や札幌市長も巻き込んでご尽力くださるよう、切に切に、お願い申し上げます。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">C</div>
<p>北海道農業並びに消費者の食の安全安心に日ごろから真摯に取り組んでいられる農政部の皆様にご心より敬意を表す。私は、消費者の立場から、表題の条例素案について、意見を述べさせていただく。私たち道民にとって、「北海道で栽培される農産物の安全性を維持・向上させること」は北海道行政に求める最も重要な政策である。国が主要農産物種子法を拙速に廃止したとき、私たち消費者の中に大きな危惧が生まれた。「国は国民の食の安全安心を犠牲にして、一握りの企業や機関投資家の利益を最大化するために、種子（特に穀物）の生産・流通を独占しようという多国籍企業に日本の農業を売り渡そうとしている」というものである。北海道の食の安全安心を担保するには、今回提案された条例が実効性のあることはもちろん、日々変化するバイオ技術や多国籍企業が凌ぎを削る知財に関しても今後30年以上にわたって効力を持つ必要があると考える。そのためには、多国籍企業の参入を許す可能性がある文言は使わない、また、北海道の真に重要な農産物はすべて網羅した条例にすべきである。以上の観点からまず、4点の要望をする。</p> <p>1. 条例の対象農作物について</p> <p>素案の対象農作物「稲、麦類、大豆、小豆、インゲンマメ、エンドウマメ、ソバ」に「ジャガイモ、タマネギ、テンサイ」を加えてほしい。また、国際社会の中の北海道農業の将来設計無くして、</p>	<p>本条例は、優良な種子の安定的な生産・供給を可能とするために必要な事項を定めるものであります。</p> <p>対象とする作物は、各作物の種子の生産状況や行政の関与などを踏まえ、稲、麦、大豆に加えて、小豆、いんげん、えん豆、そばとしたところです。</p> <p>なお、馬鈴しょについては既に北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例に基づき種子の生産を行っているとともに、野菜及びてん菜、牧草などについては既に民間事業者による種子の生産体制が確立されている状況です。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>私たち道民が望む条例は出来ないと考える。改めて道民の声を幅広く聞き、「北海道にとっての主要農作物」を定義し直して条例づくりを進めるべきである。</p>	<p style="text-align: right;">C</p>
<p>2. 民間参入と知的財産について</p> <p>素案の中では、7農作物の主要農作物等で新たに民間事業者が種子生産を行う「民間活力を最大限に活用した種子供給体制の構築」について明記し、想定される事例として「一部地域でしか栽培されていない品種であるが、実需者から一定のニーズがあり、地域でその種子生産を担うことができる品種などについてはJAなどの民間事業者が生産する仕組みを構築する」と書かれている。「JAなど」の「など」の文言がつけば、多国籍バイオ企業などが入り込んでくることが十分考えられる。などは削除すべきと考える。</p>	<p>主要農作物等の優良品種のうち、一部の地域でしか栽培されていない作付面積の少ない品種の種子については、JAなどの民間事業者が生産できる仕組みの構築を検討しており、条例素案の中で「ほ場経営者において主要農作物の優良品種の種子が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該者に種子の生産を行わせることができる」としているところです。なお、その実施に当たっては、道において民間事業者が優良品種の種子を適正かつ確実に生産できることを十分に審査するとともに、その種子計画の策定や種子審査などについても、引き続き道が担うこととしており、普及すべき優良品種の種子の確保に取り組んでいく考えです。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>3. ゲノム操作技術について</p> <p>アメリカの政策に追随するように、環境省は8月にゲノム編集で品種改良した作物のうち、従来の外部から遺伝子を組み込んだ遺伝子組み換え(GM)の技術によるものでなければ、安全審査などの規制の対象外との方針を示した。</p> <p>しかし、ゲノム操作技術によって生み出された農産物の生物への健康影響や環境への負の影響について、分子生物学者や医学者の中には、従来のGM技術と同等もしくはそれ以上の危険性を指摘する声がある。</p>	<p>現在、国において、ゲノム編集に関する事項の検討が進められていることから、国の動きを注視してまいる考えです。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>北海道には大変優れた「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」があるが、国の動向を見る限りゲノム操作農産物はこの条例で規制できない。道民のゲノム操作農産物に対する不安を解消するためには、ゲノム操作されていない種子を生産者が選ぶ権利を保障しなければならない。ゲノム操作されていない種子の供給をすることも道の責務だと考える。北海道食の安全・安心委員会などとも連携し、今回策定する種子条例ないしGM条例にゲノム操作による品種改良に慎重に対応する項目などを設けるよう求める。</p>	<p style="text-align: right;">C</p>
<p>4. 2019年度末の成立を目指してほしい。</p> <p>今回の条例制定は北海道農業の存続にかかわる大変重要なものと考えます。2018年度内に拙速に結論を出すのではなく、じっくりと腰を据えて、消費者、生産者などの意見を広く取り入れてほしい。2019年度末の成立を視野に入れ、北海道各地の主な都市での公聴会等の開催を求める。</p>	<p>道では、29年4月に道や農業団体、農業試験場などで構成する「種子生産の在り方検討部会」を設置し、今後とも安定的な種子生産が可能となるよう、現行の仕組みにおける現状や課題などに関し認識を共有するとともに、役割や機能分担などについて、検討を進めてきており、30年10月までの1年7か月の間に11回にわたる検討を重ねてきたところであります。</p> <p>また、30年度については、北海道議会での議論や条例の検討に当たり有識者会議である北海道農業・農村振興審議会での3回にわたる調査審議や、種子生産に取り組む方々など、地域の声を聴くため、全道5か所での意見交換を行ったほか、農業団体等との意見交換、更には市民団体の方々とも7回にわたり意見交換を行うなどしながら認識の共有を図るとともに、10月11日から1か月間のパブリックコメントを行い、幅広い意見の聴取に取り組んできたところです。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
	<p>道としては今後とも、地域や団体などに対し、情報提供しながら、正しい知識の普及と理解の促進に努めてまいる考えです。</p>
<p>種子法は、国民の生活や命を守るための法律であり、同時に、国が、国民の生活や命を守る義務を負っていることがわかる。つまり、種子法は、“国民のため”の法律だったと言える。それに対して、種子法の廃止や種苗法への移行は、海外を含めた“企業の利益のため”の政策だと言えると思う。</p> <p>労働者のために制定されたはずの労働基準法が、いつのまにか、企業の利益のために改悪されていく流れと同じことが、種においても、起こりつつあることを、危惧している。そして、このことは、私達の主権にかかわる大きな問題だと考えている。なぜならこの流れが、私道たち道民や国民が、遺伝子組み換えの米を食べざるを得ない状況をつくり出す可能性があるからである。私は、企業の利益のためではなく、国民のための、政治や政策を求める。私たちや、未来に生きる人たちのためにも、公共の財産である種子の保存を道民の力によって守られる条例を、ぜひ制定してほしい。</p>	<p>今後も本道農業が我が国食料の安定供給を担い、地域の基幹産業として持続的に発展していくことが求められており、本条例の制定やその運用を通じて安全で安心な農作物の安定生産の基本となる優良な種子の安定供給を実現し、本道農業に寄せられる期待に応えることができるよう取り組んでまいります。</p>
<p>主要農作物等を 稲、大麦、小麦、大豆、小豆、いんげん、えん豆及びそばに限定せず、農家が生産しているすべての農作物を主要農産物としてしていることを求める。</p>	<p>本条例は、優良な種子の安定的な生産・供給を可能とするために必要な事項を定めるものであります。</p> <p>対象とする作物は、各作物の種子の生産状況や行政の関与などを踏まえ、稲、麦、大豆に加えて、小豆、いんげん、えん豆、そばとしたところです。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
	<p>なお、馬鈴しょについては既に北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例に基づき種子の生産を行っているとともに、野菜及びてん菜、牧草などについては既に民間事業者による種子の生産体制が確立されている状況です。</p>
<p>パブリックコメントの受付は終了したとのことだが、知らなかったので送る。日本の食糧基地である北海道の農産物を守りたい。有事の時にもし海外から食物の輸入のすべが途絶えてしまうことがあれば死活問題である。アメリカやフランスは国力として補助金を沢山出して自国の農業を守っているそうである。</p> <p>【主要農作物の備蓄について】</p> <p>今年の道産米の作況指数は90と「不良」で、収穫量は平年を大きく下回る見通しとなった。大豆も平年より収穫量を落としており、道内の主要農作物が軒並み不作の年となりそうである。収穫量が大幅に減ると、その分、採種や原種など種子生産に回すべき主要農作物も食用に回さざるをえなくなる。その際、種子の安定供給に欠かせないのが、毎年の備蓄である。備蓄は今年のような気象条件による不作の時ばかりでなく、万が一の災害などに備えたセーフティーネットであり、また消費者や実需者の多様なニーズに応えるためにも重要な役割を果たす。「種子の生産」を目的とした条例であるなら、その生産をしっかりと支える備蓄についても条例の中に明記する必要があると考える。</p>	<p>優良な種子の安定した供給においては種子の備蓄も重要な事項であることから、本条例の中で「備蓄」についても「種子計画の策定」の中に位置付けることとします。</p>
<p>【道主催によるシンポジウム等の開催について】</p>	<p>道では、29年4月に道や農業団体、農業試験場</p>

C

A

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>道はこれまで、素案内容の道民からの意見を聞く場として道議会、審議会を開き、現在パブリックコメントを行っている。条例制定に向けた行政的手続きとしては十分なのかもしれないが、種子条例は今後の北海道農業の行方を大きく左右する大切な条例である。今年3月に食と農に関心のある仲間と札幌市で開いた種子法廃止に関するフォーラムには250人以上の市民が集まり、10月25日に「〇〇〇〇」が主催し道農政部の皆さんを招いて急きょ開いた意見交換会にも、周知期間が2週間足らずだったにも関わらず会場がほぼ満席となる100人もの市民が来場した。</p> <p>条例は地方自治体の最高法規である。今回の種子条例も同様であるばかりでなく、道民の関心も非常に高いのは申し上げた通りである。条例づくりの過程は、さまざまな意見を持つ道民との合意形成の場でもある。そういった道民との対話の中からよりよい条例が形づくられると考える。札幌市は現在、「町内会に関する条例」づくりを進めており、10月中旬には市主催で条例を考えるシンポジウムを市内で開き、約200人が参加して「素案」を元に活発な議論を繰り広げたと聞く。</p> <p>種子条例も本来は、「〇〇〇〇」のような市民団体が担当部局との意見交換会を設けるだけでなく、札幌市のように当事者自らが主催して直接道民から意見を聞く場を設けるべきだと考える。道民との合意形成を図る上でも、また道民に幅広く条例づくりの過程を知ってもらうためにも道主催によるシンポジウムなどの開催を求める。</p>	<p>などで構成する「種子生産の在り方検討部会」を設置し、今後とも安定的な種子生産が可能となるよう、現行の仕組みにおける現状や課題などに関し認識を共有するとともに、役割や機能分担などについて、検討を進めてきており、30年10月までの1年7か月の間に11回にわたる検討を重ねてきたところであります。</p> <p>また、30年度については、北海道議会での議論や条例の検討に当たり有識者会議である北海道農業・農村振興審議会での3回にわたる調査審議や、種子生産に取り組む方々など、地域の声を聴くため、全道5か所での意見交換を行ったほか、農業団体等との意見交換、更には市民団体の方々とも7回にわたり意見交換を行うなどしながら認識の共有を図るとともに、10月11日から1か月間のパブリックコメントを行い、幅広い意見の聴取に取り組んできたところです。</p> <p>道としては今後とも、地域や団体などに対し、情報提供しながら、正しい知識の普及と理解の促進に努めてまいりたいと考えています。</p>
<p>参考資料を読んだが結局深い理解ができなかつ</p>	<p>今後とも本道農業が我が国食料の安定供給を担</p>

C

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>た。しかしながら、長い間受け継がれてきた北海道の種子が、いつのまにか海外の利益優先の会社から農薬付きで購入するしか選択肢が無い、などということの無いようお願いしたい。例えば、ニセコ地区は近年、沢山の海外の人が不動産を所有するようになった。その為、地元住民は固定資産税の値上がり等に奔走されているそうである。北海道に暮らす住民が、食の安心安全を阻害される事のないようお願いする次第である。</p>	<p>い、地域の基幹産業として持続的に発展していくことが求められており、本条例の制定やその運用を通じて安全で安心な農作物の安定生産の基本となる優良な種子の安定供給を実現し、本道農業に寄せられる期待に応えることができるよう取り組んでまいります。</p>
<p>①条例の対象となる農産物について</p> <p>旧種子法対象品目に加えて、小豆、インゲン、えん豆、そばを条例を対象としていることは評価できるが、素案の「制定の趣旨」として「広大な耕地面積を活かして」や「輪作体系を構築しながら」と宣言しているのであるから、例えば馬鈴薯（「北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例」は種子の安定的な生産とは直接的な関係がない）や玉ねぎ、甜菜なども条例の対象とすべきです。また、素案の「制定の趣旨」にある「消費者ニーズに対応」ということかして、輸入のうち遺伝子組み換え作物の割合が約9割を占めると言われる菜種や同じく約8割を占めると言われるスイートコーンについても、条例の対象とすることを検討すべきである。なお、よりよい条例を作る上で必要な期間と周知が共に不足している感が否めない。今回のパブリックコメントで事足れりとするのではなく、北海道が主体となって広く道民から意見を募る方策を積極的に講じるべきである。</p>	<p>本条例は、優良な種子の安定的な生産・供給を可能とするために必要な事項を定めるものであります。</p> <p>対象とする作物は、各作物の種子の生産状況や行政の関与などを踏まえ、稲、麦、大豆に加えて、小豆、いんげん、えん豆、そばとしたところです。</p> <p>なお、馬鈴しょについては既に北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例に基づき種子の生産を行っているとともに、野菜及びてん菜、牧草などについては既に民間事業者による種子の生産体制が確立されている状況です。</p>
<p>②ゲノム編集について</p> <p>「北海道遺伝子組み換え作物の栽培等による交</p>	<p>現在、国において、ゲノム編集に関する事項の検討が進められていることから、国の動きを注視</p>

C

C

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>雑等の防止に関する条例」が存在するが、環境省はゲノム編集を規制していないので、我が国においてはゲノム編集が野放しになっている。しかし、例えば欧州司法裁判所は「ゲノム編集は遺伝子組み換え作物と同等」との判決を下すなど、現時点では未知数ながらその危険性を指摘する声が高まっている。これから先ゲノム編集の安全性について議論が続くことになるが、後年厳密に科学的な意味でその危険性が裏付けられてからではもう手遅れである。生態系や人間の生命及び健康に対する被害は取り返しが付かない。したがって、現在ゲノム編集を規制する条例がないのであるから、この条例の制定に合わせてゲノム編集に関する規制を盛り込むことを希望する。</p>	<p>してまいる考えです。</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">C</p>
<p>③素案2(10)「ほ場経営者による種子の生産」について 参考資料には、主要農産物の一部優良品種の種子の生産を「JAなどの民間事業者」に行わせる事例が紹介されているが、同資料には「民間活力を最大限に活用した種子供給体制の構築」とあり、むしろその受け皿としてJA以外を念頭に入れていることが伺える。ただ、素案からだけでは具体的にどのような民間事業者を想定しているのか読み取ることができない。優良品種の種子の生産を行う民間事業者によっては、従来に比べて種子の価格が跳ね上がり、農家が打撃を受けるだけではなく、商品の価格上昇という形で消費者に負担が転嫁される懸念がある。この懸念を払しょくする内容の条例にすべきである。</p>	<p>主要農作物等の優良品種のうち、一部の地域でしか栽培されていない作付面積の少ない品種の種子については、JAなどの民間事業者が生産できる仕組みの構築を検討しており、条例素案の中で「ほ場経営者において主要農作物の優良品種の種子が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該者に種子の生産を行わせることができる」としているところです。なお、その実施に当たっては、道において民間事業者が優良品種の種子を適正かつ確実に生産できることを十分に審査するとともに、その種子計画の策定や種子審査などについても、引き続き道が担うこととしており、普及すべき優良品種の種子の確保に取り組んでいく考えです。</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">C</p>

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

問い合わせ先

農政部生産振興局農産振興課（畑作グループ）

電話 011-204-5434